

第3期 高畠町障がい者プラン

～障がいのある人もない人も
ともに生きるやさしいまちをめざして～



平成31年3月

高 畠 町

はじめに



本町では、障害者基本法に基づき、平成 21 年度を初年度として平成 30 年度を目標年度とした「第 2 期高畠町障がい者プラン」を策定し、障がいのある人もない人も共に生きるやさしい町をめざした障がい者施策を推進してまいりました。

この間、国では「第 4 次障害者基本計画」の策定、「障害者基本法」の改正、障害者虐待防止法、障害者総合支援法、障害者差別解消法の制定等、障がい者施策の集中的な改革が行われました。

「第 2 期高畠町障がい者プラン」の計画期間を修了する今年度、新たな障がい者施策の動向や、障がい者を取り巻く社会情勢の変化等に対応し、障がい者施策の一層の推進を図るため、第 3 期高畠町障がい者プランの策定を行いました。

プランの策定にあたりましては、策定当初の評価を行い、「障がいのある人もない人も、ともに生きるやさしいまちをめざして」を基本理念とするこれまでの流れをふまえつつ、新しい法体系に基づいた支援の枠組みや、当町の取り組みの現状を反映したものとなりました。

今後は、国、県の障がい者施策の動向を見据え、町民のみなさまや関係者団体等と連携しながら、上位計画である第 6 次高畠町総合計画のもと、本プランに基づいた障がい福祉施策の一層の推進に努めてまいりますので、みなさまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本プランの策定にあたり、アンケート調査をとおして貴重なご意見、ご提言をいただきました町民のみなさま、策定作業にご協力をいただきました高畠町障がい者プラン策定委員のみなさまをはじめ、関係団体のみなさまに心より御礼申し上げます。

平成 31 年（2019 年）3 月

高畠町長 寒河江 信

目 次

総 論

1	プランの背景	2
2	プランの趣旨、位置づけ	6
	・ 関連計画と関係図（図1）	7
3	プランの基本理念	8
4	プランの期間	8
5	対象とする障がいのある人の範囲	8
6	プランの基本目標	9
7	施策の体系（表1）	10
	障がいのある人の現状等	
	（1）障害者手帳所持者の推移（図表1～5）	11
	（2）障害福祉サービスの推移（図表6～7）	14

各 論 施策の方向

基本目標1 健康な暮らしを支えます

（1）保健・医療の充実	16
① 障がいの予防と早期発見	
② 早期療育体制の整備	
③ 医療・リハビリテーションの充実	
④ 精神保健医療福祉の充実	
（2）多様な障がいへの対応	18
① 発達障がい者（児）への対応	
② 医療的ケア児への対応	
③ 難病患者・高次脳機能障がい者等への理解と支援	

基本目標2 ライフステージに応じ支援します

（1）乳幼児期	19
① 療育相談の充実	
② 障がい児保育の充実	
③ 障がい児教育の充実	
（2）学齢期	20
① 特別支援教育の充実	
② 福祉教育の推進	
（3）成年期、高齢期	
① だれでも暮らしやすい公共住宅の整備	
② 個人住宅のリフォームの支援	

- ③ グループホーム等の確保
- ④ 高齢障がい者への対応

基本目標3 自立と社会参加を支援します

- (1) 地域福祉サービスの充実 2 2
 - ① 訪問系サービスの充実
 - ② 日中活動系サービスの充実
 - ③ 生活に役立つ情報の提供
- (2) 雇用・就労の促進 2 3
 - ① 雇用啓発活動の推進
 - ② 一般就労機会の拡大・定着支援
 - ③ 福祉的就労の支援
- (3) 社会参加・交流活動の推進 2 4
 - ① 障がい者スポーツ・レクリエーション活動の促進
 - ② 文化活動参加への支援
 - ③ 障がい者団体等の交流活動支援
- (4) 権利擁護の推進 2 4
 - ① 相談体制の充実
 - ② 自立支援協議会の充実
 - ③ 合理的配慮の推進
 - ④ 不利益な取扱いの防止
 - ⑤ 虐待の対応と防止
 - ⑥ 成年後見制度の普及支援
 - ⑦ こころのバリアフリーの取り組み

基本目標4 安心な暮らしを支えます

- (1) ユニバーサルデザイン化の推進 2 7
 - ① バリアフリー促進委員会（仮称）の創設
 - ② 公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進
 - ③ 民間建築物のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の促進
 - ④ 歩行空間の整備
- (2) 地域生活移行への推進 2 8
 - ① 施設・病院からの地域移行
 - ② 福祉ボランティア活動の推進
- (3) 移動交通手段の充実 2 9
 - ① 移動支援の充実
- (4) 防犯・防災対策の充実 2 9
 - ① 犯罪・消費者被害の防止
 - ② 災害時の支援体制の充実

◆重点プロジェクト	31
-----------	----

資料編

1. アンケート調査結果	33
2. 利用目標	61
3. 策定経過	63
4. 高畠町障がい者プラン策定委員会設置規則	64
5. 第3期障がい者プラン策定委員	66

総 論

このプランにおいて、法令や単語については「障害」を、人にかかわるものや固有名詞については「障がい」を用いています。

元号については、改元が予定されているところですが、新元号が未定のため、このプランにおいては、「平成」の表記としています。

1. プランの背景

1 国際的な動き

国連は、1975 年(昭和 50 年)の第 30 回総会において「障害者の権利宣言」を採択し、1980 年(昭和 55 年)に国際障害者年推進本部を設置しました。1981 年を「国際障害者年」と定め、翌年からの 10 年間を「国際障害者の 10 年」とし、「障害者に関する世界行動計画」の作成を行いました。また、アジア太平洋地域においては、「障害者の 10 年」が終わる 1993 年から、「アジア太平洋障害者の 10 年」とし、より一層の障がい者への認識を深め、制度・政策の充実を図ってきました。近年では、障がい者の権利及び尊厳を保護し、及び促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」が 2006 年(平成 18 年)の第 61 回国連総会本会議において採択され、2008 年(平成 20 年)5 月に発効されました。我が国は、2007 年(平成 19 年)9 月に条約に署名し、2014 年(平成 26 年)1 月に「障害者権利条約」を批准しました。この条約は、障がい者の人権と基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定めています。これにより我が国において障がい者の権利の実現に向けた取り組みが一層強化され、人権尊重についての国際協力が促進されることとなりました。

2 国の動き

我が国では、障害者基本法において、「全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」という基本理念が示され、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生社会の実現を目指すとしています。

2006年からは、身体・知的・精神の障がいごとに展開されてきた施策を一元化することで、就労支援の抜本的強化、利用者本位、支給決定の透明化・明確化を行い、安定的な財源の確保を図ることを目的とした「障害者自立支援法」が施行されました。

その後、障害者の権利条約批准に向け、我が国の障がい者施策はより一層の拡充を図ることとなり、2011年の障害者基本法の改正、2012年に障害者総合支援法の制定、2013年に障害者差別解消法の制定などが急速に進められました。また、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本計画である「第3次障害者基本計画」（平成25年度～平成29年度）が平成25年9月に策定され、障害者基本法に基づく共生社会の実現に向けて、障がいのある人を社会参加の主体として捉え、自己実現の充実に向け支援するとともに、社会的障壁を除去するための障害者施策の基本的な方向が定められました。その後、2014年の障害者権利条約の批准などを踏まえ、初となる基本計画として、障害者権利条約の理念を尊重し、共生社会の実現に向け、障がい者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加しその能力を最大限発揮して自己

実現できるよう支援することを基本理念とした「第4次障害者基本計画」平成30年度（2018年度）～平成34年度（2022年度）が、平成30年3月に策定されました。

3 主な法制度改正の状況

○「障害者基本法」の改正（平成 23 年 7 月）

障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めた、障害者基本法の一部改正（平成 23 年 7 月）が行われました。新たに、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことが明記されるとともに、「障害者の定義」に発達障がいや難病等が含まれることになりました。さらに、差別の禁止や国際的協調の推進、国民の理解促進と責務の規定が追加されました。

○「障害者虐待防止法」の施行（平成 24 年 10 月）

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成 23 年 6 月に制定されました。養護者、障害者福祉施設従事者等、又は使用者による障がい者への虐待が禁止されるとともに、国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等及び使用者などに障がい者虐待を防止するための責務や、虐待を発見した人に対する通報義務が課されました。

○「障害者総合支援法」等の施行（平成 25 年 4 月）

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法規の整備に関する法律」が平成24年6月に成立し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び改正「児童福祉法」が平成25年4月に施行されました。この法律の施行により、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」となり、「基本的人権を有する個人としての尊厳」が新たに明記され、障がい者の定義に難病等が追加されました。さらに、平成26年4月から、従来までの「障害程度区分」に代わり、「障害支援区分」が創設されるとともに、重度訪問介護及び地域移行支援の対象者拡大やケアホームとグループホームの一元化が行われました。

○「障害者優先調達推進法」の施行（平成25年4月）

「国による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が、平成24年6月に制定され、平成25年4月に施行されました。

これにより、国や地方公共団体等は障がい者就労施設等から優先的に物品等を調達するよう努めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進と自立の促進を図ることができるように定めました。

○改正「障害者雇用促進法」の施行

「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」が平成25年に改正され、雇用分野における障がい者を理由とする差別的取扱いの禁止や、過重な負担を及ぼさない範囲で、障がいのある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための合理的な配慮を講じることに加え、募集や採用時にも応募しやすい配慮をすることを定めています。(平成28年4月施行)さらに、平成30年4月からは、身体障がい・知的障がい者に加え、精神障がい者についても、法定雇用率の算定基礎に加えることとなりました。(平成30年4月施行)

○「障害者差別解消法」の施行(平成28年4月)

障害者基本法に定められた「差別の禁止」の基本原則を具体化するため、「障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止」や「障害のある人に対する合理的配慮の不提供の禁止」などを定めた「障害者差別解消法」が平成25年6月に制定され、平成28年4月に施行されました。

○改正「児童福祉法」の施行(平成28年4月)

障がい児に関わりのある法で、「全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる」ことになりました。「児童福祉法の理念の明確化等、児童虐待の発生予防、児童虐待発生時の迅速及び的確な対応、被虐待児童への自立支援に向けて展開を図る」とされています。

○改正「障害者総合支援法」の施行(平成30年4月)

障害者総合支援法の附則で規定されていた法施行後3年を目途とする見直しは、平成28年6月に行われ、障がい者の地域生活の支援や就労定着に対する支援の充実及び障がい児の支援ニーズの多様化に対応するため、居宅訪問型児童発達支援の創設、就労定着支援の創設、自立生活援助の創設、障害児福祉計画の作成、医療的ケア児に対する各種支援の連携が明記されました。また、高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用や、医療的ケアを要する障がい児支援の充実、障がい福祉サービスの質の確保・向上に向けた情報公表制度の導入などの改正も行われました。

○改正「児童福祉法・児童虐待防止法」の施行(平成30年4月)

虐待を受けている児童等の保護を図るため、児童等の保護についての司法関与を強化するなどの措置を講じることを内容としています。主に以下の3つがあります。

・虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与(児童福祉法)

- ・家庭裁判所による一時保護の審査の導入(児童福祉法)
- ・接近禁止命令を行うことができる場合の拡大(児童虐待の防止に関する法律)

4 県の動き

県においては、1982年(昭和57年)に国際連合及び国の動きを受け「障がい者に関する山形県長期計画」(期間10年)を策定し、さらに1993年(平成5年)にノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもと、「完全参加と平等」に向けて「新山形県障がい者福祉行動計画・輝きの福祉プラン」が策定されました。さらに、このプランの一層の推進を図るため、「輝きの福祉プランー実施計画ー」が1997年(平成9年)3月に制定されました。その後、障がい者を取り巻く環境変化に対応した「第3次山形県障がい者計画」が2006年(平成15年)3月に策定されましたが、平成23年3月の見直しにより計画期間が平成26年3月まで延長されることとなりました。2014年(平成26年)3月には、障がい者の自立及び社会参加の支援等の施策をライフステージに応じて総合的に進めるための「第4次山形県障がい者計画」が策定され、2016年(平成28年)4月に「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」が施行されました。現在、「第5次山形県障がい者計画」の策定が進められています。

5 高畠町の障がい者施策

当町においては、平成11年3月に「第1期高畠町障がい者プラン」(平成11年度～平成20年度)を策定、平成21年3月に「第2期高畠町障がい者プラン」(平成21年度～平成30年度)を策定しました。平成27年3月には、社会情勢に合わせた中間見直し作業を行いながら、総合的な障がい者福祉施策に取り組んで参りました。「第2期高畠町障がい者プラン」の期間終了に伴い策定する、「第3期高畠町障がい者プラン」は、上位計画である第6次高畠町総合計画の第2章基本構想の基本方針で、「育つ」ひとのために、「学ぶ」ひとのために、「暮らす」ひとのために、位置付けられ、上位計画と一体となった積極的な福祉のまちづくりに取り組むことを目標としています。また、国の「第4次障害福祉計画」の基本指針を踏まえ、平成29年度に障害者福祉に関する具体的数値目標を定めた「高畠町障がい福祉計画(第5期)」や「障がい児福祉計画(第1期)」と共に、平成11年度の第1期障がい者プラン以降、保健・医療・福祉の連携を基本とした、切れ目のない、障がい者に対する施策を各分野から総合的に推進しています。

2. プランの趣旨、位置づけ

「高畠町障がい者プラン」は、障害者基本法第11条第3項に規定される市町村障害者計画として策定しました。「第6次高畠町総合計画」を上位計画とし、国の「第4次障害者基本計画」、「第4次山形県障がい者計画」、「第4次高畠町地域福祉計画・地域福祉活動計画」などとの整合性を図りながら、総合的な福祉施策を推進していくための基本計画として位置づけ、地域づくりの共通の指針とするものです。

法定上の位置づけは、次のとおりです。

○障がい者プラン

【障害者基本法（障害者基本計画等）第11条 第3項】

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

⇒主に障がい者施策の基本理念と施策の方向性を定め、障がい者のための施策に関する基本的な計画となります。

○障がい福祉計画

【障害者総合支援法（市町村障害者福祉計画）第88条 第1項】

市町村は、基本指針に則して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

⇒主に数値目標と障がい福祉サービスなどの見込み量を定め、障がい福祉サービス等の確保に関する計画となります。

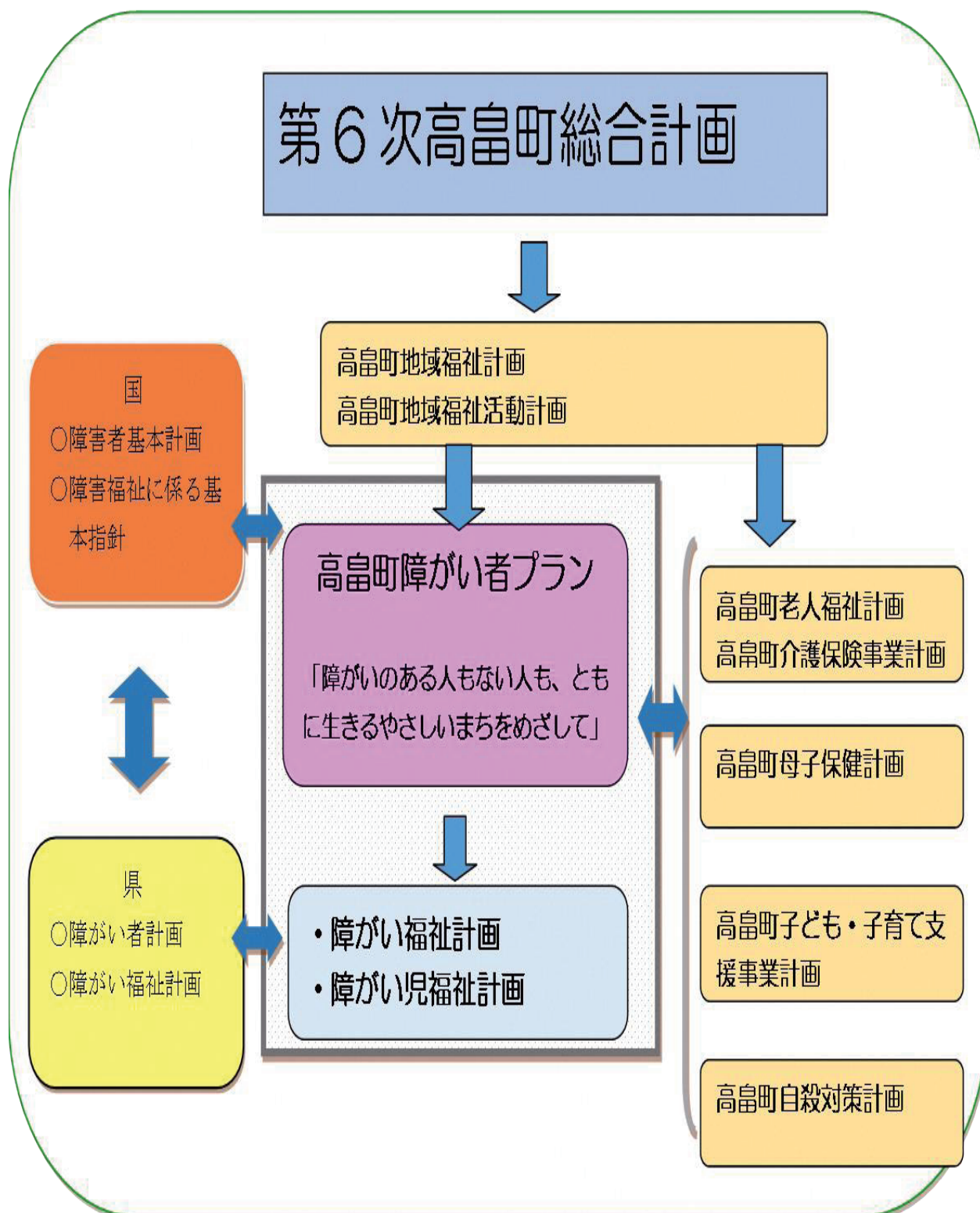
○障がい児福祉計画

【児童福祉法（市町村障害児福祉計画） 第33条の20第1項】

市町村は、基本指針に則して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

⇒障がい児福祉サービスなどの見込み量を定め、障がい児福祉サービス等の確保に関する計画となります。

関連計画との関連図（図 1）



3. プランの基本理念

障がいの有無にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」を実現することを目標に「障がいのある人もない人も、ともに生きるやさしいまちをめざして」を基本理念とします。

4. プランの期間

プランの期間については、平成 31 年度（2019 年度）を初年度とし、平成 35 年度（2023 年度）を目標年次とした 5 年間とします。

年 度	平成 1 8 年度 ～ 平成 2 0 年度	平成 2 1 年度 ～ 平成 2 3 年度	平成 2 4 年度 ～ 平成 2 6 年度	平成 2 7 年度 ～ 平成 2 9 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 34 (2022) 年度	平成 35 (2023) 年度
プラン	第 1 期	第 2 期 プラン（期間10年）			第 3 期 プラン（5 年）					
法 律	障害者自立支援法（H18～H24）			障害者総合支援法（H 2 5 年～）						
障がい福祉計画	第 1 期計画	第 2 期計画	第 3 期計画	第 4 期計画	第 5 期計画		第 6 期計画			
障がい児計画					第 1 期計画		第 2 期計画			

5. 対象とする障がいのある人の範囲

本プランの対象である「障がいのある人」とは、障害者基本法第 2 条に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態であるもの」をさし、心身の機能の障害がある者には難病患者を含みます。

6. プランの基本目標

1 健康な暮らしを支えます

障がいの原因となる疾病等の適切な予防及び早期発見・治療の推進を図り、出生から高齢に至る一貫した町民の健康な暮らしを支える施策を行います。

2 ライフステージに応じ支援します

乳幼児期、学齢期、成年期、高齢期といったライフステージに応じて、その時期に必要とされる福祉サービスや相談などの総合的な支援を行います。

3 自立と社会参加を支援します

障がい者の自立支援に向けた障がい福祉サービスをはじめ、多様なニーズにあったサービスの提供と総合的相談体制の整備を図り、障がい者の社会参加をさらに促進するさまざまな施策を行います。

4 安全な暮らしを守ります

障がい者が地域でいきいきと自立したうえで安心して生活するために、建築物や公園の整備などのユニバーサルデザイン化やバリアフリー化を推進し、住みよい住環境の整備と防犯・防災体制の整備など安心な暮らしを支える施策を行います。

7. 施策の体系

1 施策の体系 （表 1）

表 1

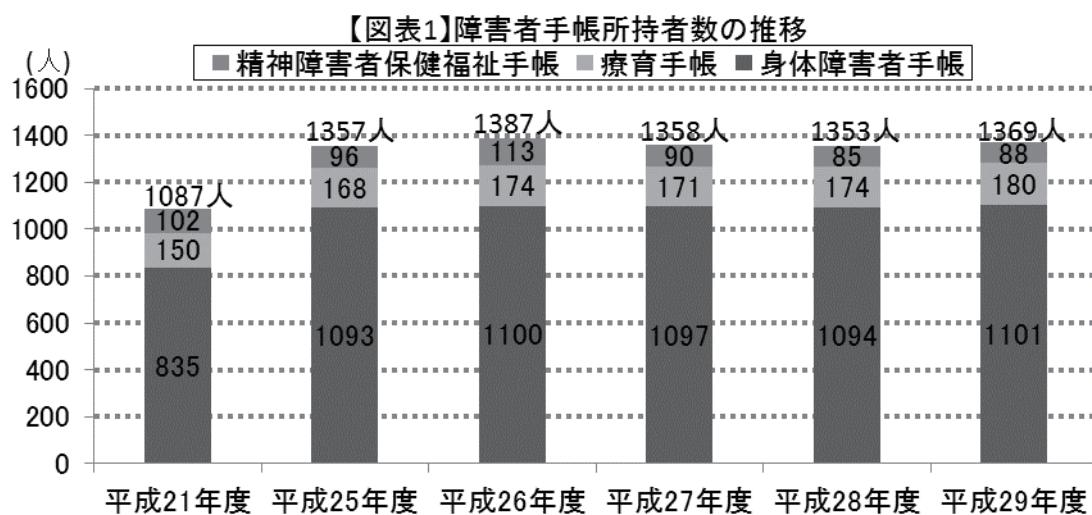
施策の体系

基本理念	基本目標	重点事業	施策の方向
「障がいのある人もない人も、ともに生きるやさしいまちをめざして」	1.健康な暮らしを支えます	(1) 保健・医療の充実	①障がいの予防と早期発見
			②早期療養体制の整備
			③医療・リハビリテーションの充実
			④精神保健医療福祉の充実
		(2) 多様な障がいへの対応	①発達障がい者（児）への対応
			②医療的ケア児への対応
			③難病患者・高次脳機能障がい者等への対応
	2.ライフステージに応じ支援します	(1) 乳幼児期	①療育相談の充実
			②障がい児保育の充実
			③障がい児教育の充実
		(2) 学齢期	①特別支援教育の充実
			②福祉教育の推進
		(3) 成年期、高齢期	①だれでも暮らしやすい公共住宅の整備
			②個人住宅リフォームの支援
			③グループホーム等の確保
			④高齢障がい者への対応
	3.自立と社会参加を支援します	(1) 地域福祉サービスの充実	①訪問系サービスの充実
			②日中活動系サービスの充実
			③生活に役立つ情報の提供
		(2) 雇用・就労の促進	①雇用啓発活動の推進
			②一般就労機会の拡大・定着支援
			③福祉就労の支援
		(3) 社会参加・交流活動の推進	①障がい者スポーツ・レクリエーション活動の促進
			②文化活動参加への支援
			③障がい者団体等の交流活動支援
		(4) 権利擁護の推進	①相談体制の充実
			②自立支援協議会の充実
			③合理的配慮の推進
			④不利益な取扱いの防止
			⑤虐待の対応と防止
			⑥成年後見制度の普及支援
			⑦こころのバリアフリーの取り組み
	4.安心な暮らしを支えます	(1) ユニバーサルデザイン化の推進	①バリアフリー促進委員会（仮称）の創設
			②公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進
			③民間建築物のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の促進
			④歩行空間の整備
		(2) 地域生活への移行推進	①施設・病院からの地域移行
			②福祉ボランティア活動の推進
		(3) 移動交通手段の充実	①移動支援の充実
		(4) 防犯・防災対策の充実	①犯罪・消費者被害の防止
			②災害時の支援体制の充実

障がいのある人の現状等

障害者手帳所持者の推移

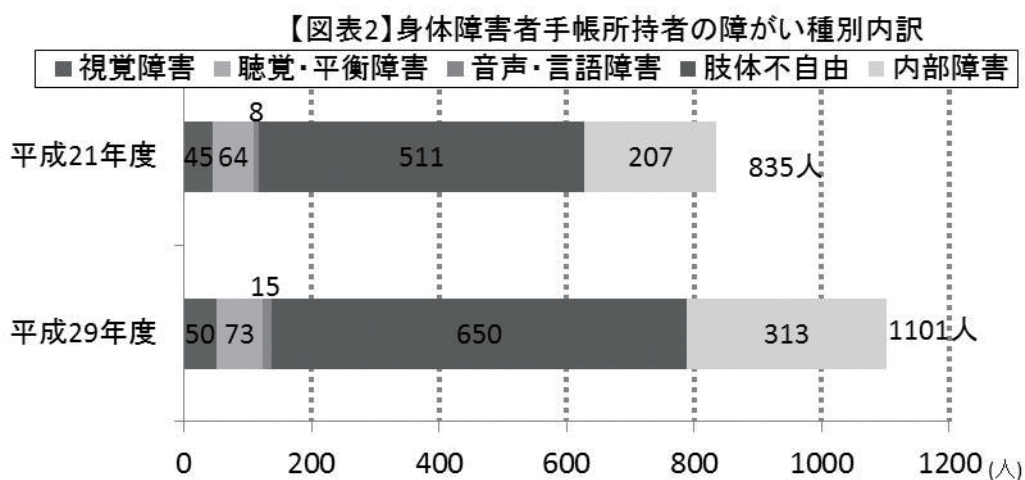
平成 29 年度末(平成 30 年 3 月末)における本町の身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳(以下「精神手帳」といいます。)を持っている人の総数は、町人口 23,654 人(平成 30 年 3 月末時点)の約 5.7%に当たる 1,369 人となっており、平成 22 年度末(平成 23 年 3 月末)と比較すると 282 人増加しています。



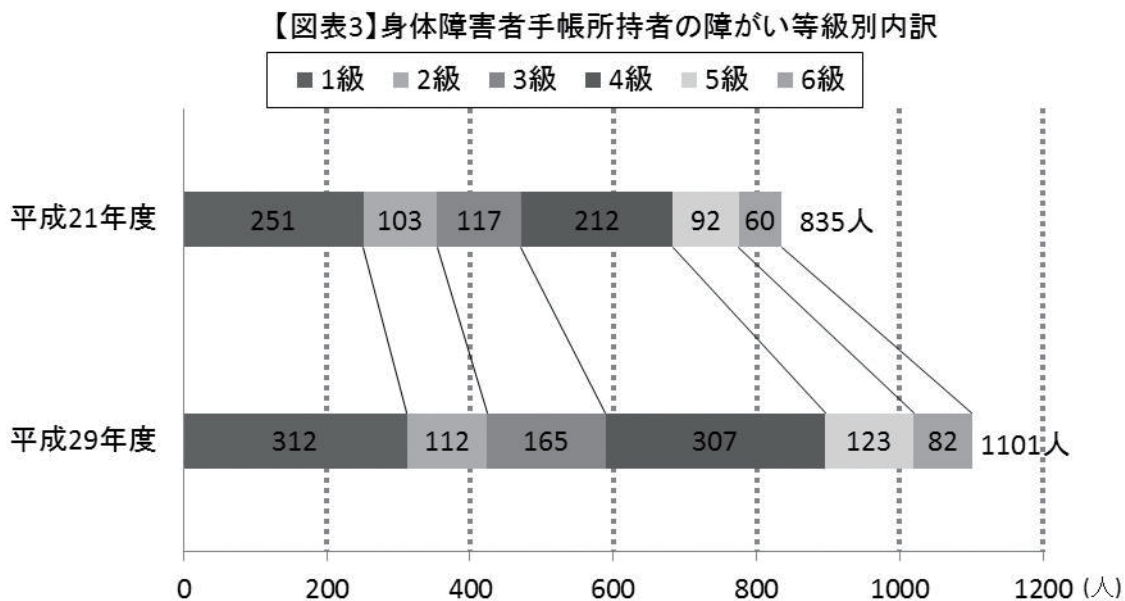
(1) 身体障害者手帳

平成 29 年度末時点で、身体障害者手帳の交付を受けている人は 1,101 人となっており、平成 21 年度から平成 29 年度の間において多少の増減を繰り返している状況ですが、平成 21 年度末と比較すると 266 人の増加となっています。

障がい種別ごとにみると、肢体不自由が 650 人と最も多く、全体の約 59.0%を占めています。次いで、内部障がいの 313 人(約 28.4%)、聴覚・平衡機能障がいの 73 人(約 6.6%)、視覚障がいの 50 人(約 4.6%)、音声・言語機能障がいの 15 人(約 1.4%)となっています。



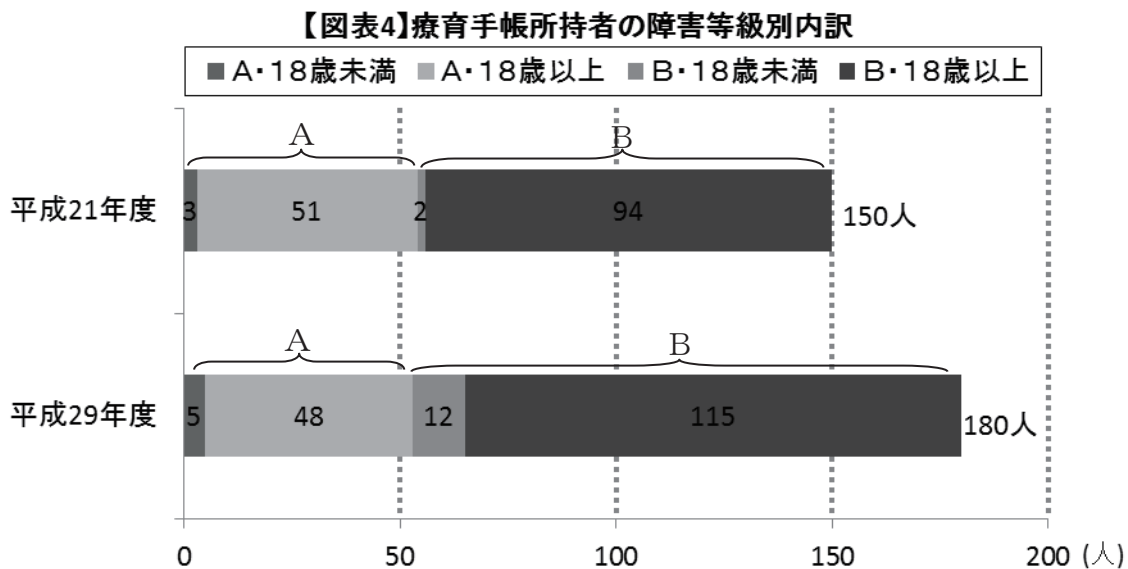
また、障がいの程度を等級別にみると、1 級が 312 人(約 28.3%)、2 級が 112 人(約 10.1%)で特別障害者※(1 級及び 2 級)の割合が全体の約 4 割となっています。



(2) 療育手帳

平成 29 年度末時点で、療育手帳の交付を受けている人の総数は 180 人で、平成 21 年度末と比較すると 30 人増加しています。

また、障がい程度の内訳をみると、療育手帳 A の総数が 53 人(約 29.4%)、B の総数が 127 人(約 70.6%)となっています。

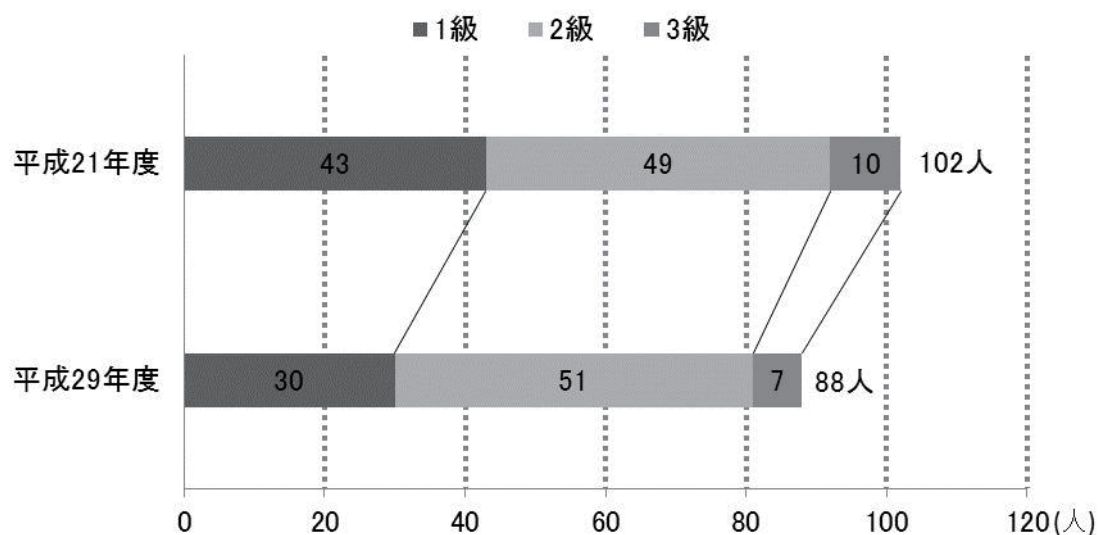


(3) 精神障害者保健福祉手帳

平成 29 年度末時点で、精神手帳の交付を受けている人の総数は 88 人で、平成 21 年度末に比べて 14 人減少しています。

また、障がい程度の内訳をみると、1 級が 30 人(約 34.1%)、2 級が 51 人(約 58.0%)、3 級が 7 人(7.9%)となっています。

【図表5】精神障害者保健福祉手帳所持者の障害等級別内訳



※特別障害者：身体障害者手帳…1 級及び 2 級

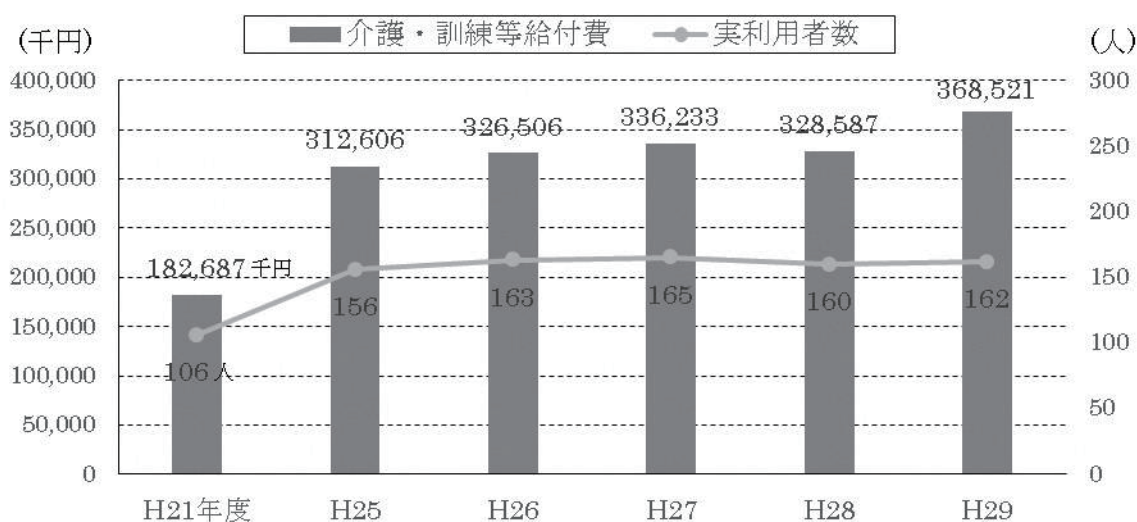
療育手帳…A 判定

精神障害者保健福祉手帳…1 級

障がい福祉サービスの推移

当町における障がい福祉サービス費は、平成 28 年度に若干の減少がありますが、平成 21 年度以降年々増加しており平成 29 年度には約 3 億 7 千万円となっています。なお、平成 28 年度の減少は、施設入所者の減少によるものです。

【 図表 6 】

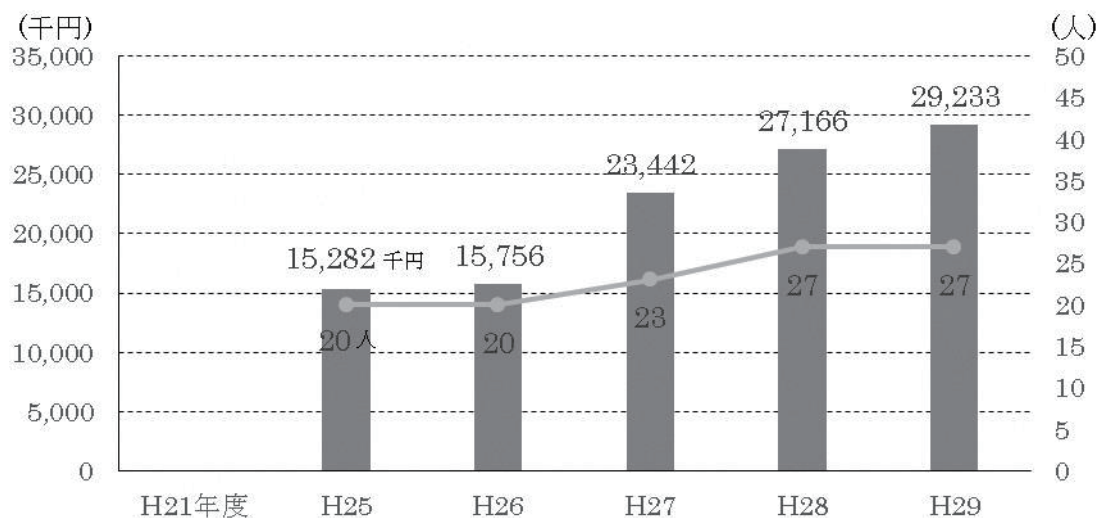


○実利用者数は毎年度 3 月末利用者数

障がい児通所給付費の推移

当町における障がい児通所給付費は、平成 24 年度に障がい児通所サービスが始まって以降毎年増加しており、平成 29 年度には約 3 千万円となっています。

【 図表 7 】



○障がい児通所サービスは H24 年度より開始したため、H21 年度は該当無し。

各 論

施策の方向

障がい者福祉は、障がい者の自己選択と自己決定のもとに生活環境、保健福祉サービス、就労、教育、住まいなどの幅広い分野における関係機関の密接な連携と相互協力・役割分担を構築した施策の推進と障がい者自らの自立と社会参加活動が求められています。

町では、平成 21 年 3 月に策定した第 2 期障がい者プランに引き続き、第 3 期障がい者プランを策定し、平成 31 年度（2019 年度）から平成 35 年度（2023 年度）までの 5 年間の福祉サービスの整備・利用目標を具体的にあらわし、総合的な障がい者施策としました。

基本目標 1 健康な暮らしを支えます

<現状と課題>

「健康で暮らしたい」とだれもが望んでいます。一方、社会や環境の変化による高齢化の進行、孤立化の進行などがあり、身体障がい者や精神障がい者が増える傾向にあります。特に障がいの重度化が進んでおり、だれもが安心して暮らしていくためにはその対策が求められています。

障がいの原因となる疾病等の適切な予防及び早期発見・治療の推進を図り、出生から高齢に至る、一貫した町民の健康な暮らしを支える施策が大切です。

そのため、健康増進事業による健康診査をはじめ、食生活改善事業や健康体力づくり事業、生活習慣病の予防など、現在取り組んでいる「町民の健康づくり事業」の一層の推進と町民の健康づくりへの意識の向上が必要です。

一方で、障がい児については、障がいをできるだけ早期に発見し、発達期に必要な支援や療育と指導訓練等を行うことにより、自立に向けた障がいの軽減や基本的な生活能力支援を図ることが大切です。そのためにも一貫した母子保健指導と保健、医療、福祉等関係機関とのネットワークづくりが重要な課題といえます。

精神障がい者、難病患者、高次脳機能障がい者※及びその家族の療養上または生活上の悩み、不安を解消するため保健所等関係機関と連携して相談支援体制を強化していく必要があります。

※ 高次脳機能障がい 交通事故や転落事故・スポーツ事故等によって脳に損傷を受け、或いは、脳血管障がい後の後遺症として、記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいを生じ、これに起因して、日常生活・社会生活への適応が困難となる障がいのこと。

(1) 保健・医療の充実

障がいの発生予防、早期発見、早期治療の充実を図るため、定期的健康診断の推進や食生活、運動習慣等の改善による疾病予防と健康づくり事業の推進を図るとともに、事後指導の充実が必要です。

また、障がいを軽減し自立を促進するには、医療・リハビリテーション医療が大きな役割を果たしています。あわせて日常生活を支えるための各種在宅サービスの一層の充実を図るとともに、介護保険制度に伴い老人福祉施策と連携した効率的なサービス提供に努めていく必要があります。

① 障がいの予防と早期発見（町、町民）

- ・ 特定健康診査、特定保健指導の推進と、がん検診の受診率の向上に努めます。
- ・ 妊婦健診、乳幼児健診等各年代に応じた健診と相談指導の充実を図ります。
- ・ 栄養、食習慣改善や、運動習慣の取り組みなどの生活習慣病予防事業等、町民の健康づくりの推進を図ります。

② 早期療育体制の整備

- ・ 乳幼児健診等による対象者の早期把握と保健・医療・福祉・教育の関係機関連携のもとに一貫した療育相談・指導体制を整備します。
（町、学校、乳幼児施設、保健所、児童相談所）

③ 医療、リハビリテーションの充実

- ・ 地域での必要かつ適切な医療やリハビリテーションなど、医療サービスまたは福祉サービスが利用できるように体制を整備します。

④ 精神保健医療福祉の充実（町、保健所、医療機関、関係団体、町民）

- ・ こころの健康づくりや自殺予防、ゲートキーパー※養成など精神保健に関する啓発活動の推進を図ります。
- ・ 保健所、医療機関との連携体制を強化します。
- ・ 身近な相談窓口の充実や専門相談機関との連携により、本人・家族への支援を図ります。

※ゲートキーパー

悩んでいる人に気づき声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ、見守る人のこと。

(2) 多様な障がいへの対応

幼稚園、保育園等の幼児施設や、小・中学校等に在籍する、発達障がいなどの多様な障がいのある子どもに対応するため、担当する保育士や教員は障がい種別の特性を理解するとともに、障がいの程度に応じた様々な指導方法を検討することが必要です。また、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養など医療的ケアが日常的に必要な医療的ケア児への支援は、医療、福祉、子育て支援、保健、教育等の多岐にわたる分野での連携が必要です。

平成 24 年 6 月に成立した障害者総合支援法では、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に「難病等」が追加され、障がい福祉サービス等の対象とされました。(平成 25 年 4 月 1 日施行) 難病患者は、長期かつ重度の精神的・身体的・経済的負担を抱えている場合が多いため、細やかな相談体制と支援が必要です。

また、外見上障がいがあることが分かりにくいため、周囲の理解を得ることが難しいと言われている高次脳機能障がい者に対しては、高次脳機能障がい者を取りまく社会全体の障がい特性への理解が必要です。

① 発達障がい者（児）への対応

- ・ 自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の発達障がい者（児）と保護者等に早期からの相談支援を行うため、山形県立こども医療療育センターや医療・保健・福祉・教育・労働などの関係機関との連携を図ります。（町、関係団体、医療機関、ハローワーク、町民）

② 医療的ケア児への対応

- ・ 医療的ケア児に関する支援の方法について、協議の場の設置を検討するほか、医療・保健・福祉・教育など関係機関と連携して対応します。

③ 難病患者・高次脳機能障がい者等への理解と支援（町、保健所、医療機関）

- ・ 難病・高次脳機能障がい等についての理解を深め、相談できる体制づくりと、情報の提供を図ります。
- ・ 関係機関との連絡調整を行い、障がい福祉サービスの利用や就労支援など本人、家族への支援体制を強化します。
- ・ 難病による医療費助成対象は、2017 年 4 月現在で 330 の疾病数となっています。

基本目標2 ライフステージ※に応じ支援します

＜現状と課題＞

乳幼児期は、外界の急激な環境の変化に対応し、著しい心身の発達とともに、生活のリズムや人格の形成はもとより、道徳性、社会性の基盤を形成するうえで大変重要な時期で、この時期の保護者の果たす役割も大変大きいといえます。この時期は、保護者が仕事と子育ての両立といった課題にも直面し、精神的にも不安定になりやすい時期です。障がいや発達に不安や心配のある子どもに対しては、早期に必要な治療と指導・訓練を行うことにより、障がいの軽減や生活能力の向上を図っていくことが必要ですが、障がいに対する保護者の認識と支援する側の認識の共有のもとに、子どもと保護者の両方の支援を行っていくことが求められています。

学齢期は、学校などにおける集団生活を通して知識や技術を身に付け、将来の社会的自立に向け人格や規範意識を形成していく学びと成長の時期です。学校教育においては、障がいの特性を含む児童・生徒の個性を尊重した教育が必要です。障がいのある子どもが学校を卒業して、本人の意思や能力に応じた進路が選択できるように支援するとともに福祉的就労から一般就労への移行を推進する必要があります。

成年期は、就労、結婚などにより自分を取り巻く多くの人や社会と関わりながら自己実現に向け人生を歩んでいく時期です。この時期では不慮の事故や病気により障がい者となったり、また、発達障がいや精神障がい等により仕事や集団での行動に適応が困難になる人もいます。そのため、障がいのある人が自立した社会生活を送るためには、状況に応じて就労や福祉サービスの利用などが必要ですが、必ずしも必要な福祉サービスを選択できているとは限りません。個人ごとに最も適したサービスを選択できるよう、相談支援の充実や分かりやすい制度説明など総合的なサポート体制が求められています。

高齢期においては、障がい者の活動の場や住まいについて、介護保険サービスとの連携・調整も課題となっています。障がいの特性や今までの生活を考慮した支援が求められています。

※ライフステージ

人の一生をいくつかの期間に分けたときの一つひとつの期間を指します。ここでは、乳幼児期、学齢期、成年期・高齢期などに分けた、それぞれの段階のこと。

（１）乳幼児期

地域における共生社会の構築のためには、幼児期から障がいの有無にかかわらず、共に育ち、学べるよう、体制を整えなければなりません。特に、保育の機会に欠ける障がい児に対しては、受け入れられる体制づくりに努めていかなければなりません。

そのためには、地域の理解と協力、障がい児保育の充実などが必要となります。また教育相談については、将来に向けた一環した指導や、情報提供等のより一層の充実が望まれます。

① 療育相談の充実（町、学校、乳幼児施設、保健所）

- ・ 障がいの早期発見、家族の身体的、精神的支援、福祉制度や社会資源の活用を図るため、訪問指導や健康相談など関係機関と連携して相談窓口の充実を図ります。
- ・ 教育関係者、保健医療福祉関係者等で構成する療育支援会議を開催し、就学前の療育指導の充実と、成長・発達に応じた総合的な支援を図ります。

② 障がい児保育の充実（町、乳幼児施設）

- ・ 「次世代育成支援行動計画」に基づく、障がい児保育体制の充実を図ります。

③ 障がい児教育の充実（町、学校、乳幼児施設、町民）

- ・ 児童施設と小学校との障がい児に対する情報交換を図り、円滑な障がい児教育の実施に努めます。
- ・ 地域の中で共に生活する環境づくりを進めるために、教育機関と地域との懇談会を行うなど、特殊教育についての理解を深めます。

（２）学齢期

障がい児は個々の障がい・程度に違いがあり、それぞれの状態に応じた適切な教育を行うことが大切になります。自立した生活を送ることを目標として、早期療育体制の充実、障がいの状態や発達段階に応じた適切な相談、教育が受けられるような体制づくりを進めていかなければなりません。

① 特別支援教育の充実（町、教育委員会、学校、療育センター、町民）

- ・ 障がいのある子どもの特性を理解し、子どもの可能性を最大限に引き出すために、インクルーシブ教育システム※の考え方に基づいた、特別支援教育の充実を図ります。
- ・ 特別な教育的支援を必要とする児童生徒のため、学校と関係機関による組織的な取り組みを強化しながら、適切な教育的対応及び特別支援教育推進体制の充実に努めます。

※インクルーシブ教育システム

障がいのある子も障がいのない子も、同じ教育の場でともに学ぶしくみのこと。

② 福祉教育の推進（町、社会福祉協議会、教育委員会、障がい者団体）

- ・ 学校教育における福祉教育を推進します。

（３）成年期、高齢期

在宅生活の充実を図るため、住宅改造の助成や相談窓口の整備を図っていくとともに、障がい者に配慮した町営住宅の整備やグループホーム等の確保について検討をしていく必要があります。

① だれもが暮らしやすい公共住宅の整備

- ・ 既存の公営住宅を障がい者が不自由なく生活できるよう改善していくとともに、今後、新たな建設については、バリアフリー^{※1} 及び ユニバーサルデザイン^{※2} を考慮した建物を整備します。

② 個人住宅のリフォームの支援

- ・ 住宅改造相談窓口を設置し、バリアフリーに向けたリフォームを支援します。
- ・ 障がい者福祉制度（住宅改修費給付事業等）の周知と活用促進を図ります。

③ グループホーム等の確保

- ・ 障がい者団体と連携し、動向に合わせて支援策を検討していきます。

④ 高齢障がい者への対応

- ・ 障がいのある人が住み慣れた地域でその人らしい生活を送るために、障がいのある高齢者に適した支援体制やサービスを提供します。
- ・ 障がいのある高齢者や家族が身近に相談できる相談支援事業所や社会福祉協議会の周知を図るとともに、地域包括支援センターとの連携を行います。
- ・ 介護保険が利用可能な方は、介護保険制度の利用を基本とし、障がい特性に応じた障がい福祉サービスの提供に努めます。

※1 バリアフリー

障がいのある人や高齢者にとっての障壁、つまりバリアとなっているものを取り除き、ハンディキャップを持った人でも安心して快適な生活ができるようにしようとする考え方のこと。

※2 ユニバーサルデザイン

障がいのあるなしや年齢、性別、人種などにかかわらず、はじめから、できるかぎりすべての人が使いやすいように、製品やサービス、建物などの環境をデザインしようとする考え方のこと。

基本目標3 自立と社会的参加を支援します

<現状と課題>

障がい者が地域において自立し安心して生活するためには、利用者本位の考え方に基づいた生活支援体制の整備が不可欠です。障がい者の自立支援に向けた障がい福祉サービスを始め多様なニーズにあったサービスの提供と障がい者の総合的相談体制の整備が必要となっています。

町では障がい者手帳交付時や健康福祉ガイド、広報等で情報の提供を行い、地域においては身体障がい者、知的障がい者相談員や民生委員・児童委員が中心となり活動しています。

また、障害者総合支援法に則り地域生活支援事業に取り組み、専門員による相談支援事業を実施しています。

在宅福祉サービスにおいては、補装具、更生医療、日常生活用具、特別障害者手当等の給付や人工透析患者通院費の助成及び生活介護、居宅介護、短期入所等の事業を実施しています。

障がい者の雇用・就業は、それぞれ持っている個性、適正、能力を最大限に活かし、働くことにより、自立や社会参加、社会貢献に繋がります。雇用の創出や特性に応じた職域の拡大等、山積している課題の解決に向けて充実した支援が必要となります。

障害者基本計画においても障害者の文化、スポーツ・レクリエーションの振興を行うと明記されているように、地域社会の中で、スポーツ、レクリエーション、文化活動等に参加することは、日常生活に憩いと豊かさを与え、体力の維持増進につながります。

さらに、多くの人々との交流は、自立や社会参加を促進する上で重要な意義を持っており、余暇支援の充実が求められています。

障がい者の社会参加をさらに促進するためには、移動のための交通手段の充実も求められ、町では、独自で福祉タクシー券の交付を行っています。今後もより一層、障がい者が外出しやすいような環境づくりを進めていく必要があります。

(1) 地域福祉サービスの充実

障がい者が住み慣れた地域で生活するためには、居宅介護事業や生活介護事業など在宅福祉の基本的なサービスの充実が不可欠です。また、サービスを利用しやすくするための情報提供を積極的に行うことが必要です。

① 訪問系サービスの充実

- ・ 自立支援の障がい者福祉サービスや在宅生活を支えるその他の障がい者福祉サービスの充実を図ります。(町、支援事業者)

② 日中活動系サービスの充実

- ・ 障がい者が、必要な介護等を受けながら在宅で充実した活動ができるよう、日中活動の充実を図ります。
- ・ より身近なところにおいて生活介護、機能訓練、生活訓練などのサービスを利用することができるよう、利用者への相談支援と事業者への働きかけを行います。

③生活に役立つ情報の提供

- ・ サービスを利用しやすくするため、健康福祉ガイドの発行や各障がい者福祉サービスのガイドブックの作成を行い、情報提供に努めます。（町）
- ・ 広報や各種窓口、各相談員、医療機関、社会福祉協議会、事業所等、関係機関相互の連携を深め、障がい者サービスの情報提供に努めます。

（２）雇用・就労の促進

障がい者の就労は、働く喜びや生きがいを感じる機会を得る大切な社会参加であり「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき対策が講じられています。しかし、障がい者の一般就労は未だ厳しい状況にあり、企業への理解促進や福祉的就労の場を整備していくことが必要です。

① 雇用啓発活動の推進

- ・ 障がい者雇用に対する正しい理解を深めるための啓発を行い、公的機関の適職の開発、職場環境の改善等、積極的に障がい者雇用の推進に努めます。
- ・ 町内の事業所に対して、障がい者雇用の実態調査を行い、障がい者雇用意識の醸成を図ります。

② 一般就労機会の拡大・定着支援

- ・ 障がい者の適正・能力に応じた職業相談ができるよう、関係機関と連携し、就労の支援に努めます。
（障がい者就業・生活支援センター、障がい者職業センター、町、ハローワーク）
- ・ ジョブコーチ※など障害者雇用対策事業を活用した障がい者就労を、関係機関と連携して促進します。

※ジョブコーチ（職場適応援助者）

障がい者が一般の職場で就労するにあたり、障がい者・事業主および障がい者の家族に対して障がい者の職場適応に向けたきめ細かな人的支援を提供する専門職のこと。

③ 福祉的就労の支援

- ・ 職親委託事業の登録者の拡大を行い、障がい者の福祉的就労の場を確保します。

（３）社会参加・交流活動の推進

障がい者スポーツ大会や文化活動、障がい者の交流会等への参加支援を継続していくとともに、町行事等へ気軽に参加できるような体制づくりと、公的施設の利用促進を図っていくことが必要です。

① 障がい者スポーツ・レクリエーション活動の促進

- ・ 障がい者が公共施設を利用しやすいように施設利用料の助成等を検討します。
- ・ 障がい者スポーツの指導者の確保を図り、スポーツ教室の開催を支援します。
- ・ 障がい者スポーツ促進のため、ボランティアの推進を図ります。

② 文化活動参加への支援

- ・ 町文化祭等への積極的な参加推進を図ります。
- ・ 町文化施設の催し物や行事等については、障がい者に配慮した事業運営に努めるとともに、施設利用料の助成等を検討します。

③ 障がい者団体等の交流活動支援

- ・ 障がい者同士や地域の中での障がい者団体や住民の主体的な交流活動を支援します。

（４）権利擁護の推進

障がい者やその家族が地域において安心して生活するためには、支援基盤づくりが重要であり、権利擁護の推進が求められます。利用者本位の支援や障がい者一人ひとりのニーズに対応した総合的かつ適切な相談支援が求められております。

自立支援に向けた障がい者福祉サービスや利用援助を行うため、より総合的な相談体制の充実が必要です。また、障がい者の財産権や人権を守るため、権利擁護の推進や虐待防止などが大きな課題となっています。

障がい福祉のめざすところは、ノーマライゼーションの理念を踏まえて、障がいのあ人もない人も地域の中で共に生活していける共生社会の構築です。

障がいと障がい者に対する正しい認識と理解を深めるため、広報をはじめ各種メディアを活用するとともに、あらゆる機会を活用して広報啓発活動を推進していくことが重要です。

① 相談体制の充実

- ・ 障がい者や家族が地域において、より気軽に相談ができ、専門的な支援が受けられるよう、指定特定相談支援事業者に事業を委託し、安心して相談できる総合的相談体制づくりに努めます。
- ・ 住んでいる地域において、障がい者の相談に応じる身体障がい者相談員や知的障がい者相談員、民生委員・児童委員の活動内容の周知と利用促進を図ります。
- ・ 障がい者相談員の研修を支援し、相談員の資質の向上に努めます。
- ・ 専門機関や医療機関など、関係機関との連携を密にした相談を行ないます。

② 高畠町自立支援協議会の充実

- ・ 相談支援事業者、福祉サービス事業者、医療、保健、福祉、教育、就労関係機関、障がい者団体などで構成する「高畠町自立支援協議会」において、町全体の相談支援体制や障がい者の地域移行、早期療育体制の整備、多様な就労等を支援する方策、権利擁護などを検討することにより、障がい者が安心・安全に暮らせる地域社会の実現を目指します。

③ 合理的配慮※の推進

- ・ 内部障がいや難病の方などの外見からは判りにくい障がい等のある方々に対して、周囲に援助や配慮を促すヘルプマークを推進し、町民への理解促進と制度の周知拡大を図ります。
- ・ 障がい者が福祉、教育、選挙等あらゆる行政サービスにおいて適切な配慮を受けることができるよう、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、障がいに対する職員への理解促進を図ります。

※合理的配慮

障がい者からの何らかの助けを求める意思表示に応じて、過度な負担にならない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜を行うこと。

④ 不利益な取扱いの防止

- ・ 「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」の基本理念や考え方の普及に努め、障がい者に対する不利益な取扱いの解消及び合理的配慮の提供に関する啓発

を図ります。

⑤ 虐待の対応と防止

- ・ 「障がい者虐待の防止、障がい者の擁護者に対する支援等に関する法律」に基づき、関係機関と連携を図りながら、虐待防止研修会の開催や広報を通じて虐待防止の意識啓発を図ります。
- ・ 高畠町障がい者虐待防止連絡協議会、高畠町虐待防止ネットワーク会議を中心として関係機関と連携を図り、早期発見・未然防止に努めるとともに、虐待事案に対応していき、障がい者はもとより、その家族についても支援していきます。
- ・ 障がい者虐待に関する情報収集に努め、家庭や施設等での虐待があった場合に備え、関係機関と連携し、虐待発生時には迅速な対応による被害者救済と再発防止に努めます。

⑥ 成年後見制度の普及支援

- ・ 個人財産の適切な管理を支援するために、成年後見人制度について周知啓発と利用推進を図ります。また、身寄りのない人などには、町長による成年後見申し立てを行います。
- ・ 社会福祉協議会が実施する福祉サービス利用援助事業の周知、啓発を行い判断能力が不十分とされた障がい者を支援します。

⑦ こころのバリアフリーの取り組み

- ・ 障がい者週間（毎年12月3日から12月9日までの1週間）の周知、広報の活用による啓発を行います。（町、障がい者団体、社会福祉協議会）
- ・ 障がい者への差別や偏見をなくすため、町民や町内事業所に対して「こころのバリアフリー研修会」や「障がい」を理解する講演会を実施し、意識啓発を行います。
- ・ 地域活動や生涯学習における福祉教育の充実を図ります。

基本目標 4 安心な暮らしを支えます

＜現状と課題＞

障がい者が地域でいきいきと自立したうえで、安心して生活するためには、建築物や公園等の整備など、バリアフリー化した住みよい生活環境の整備と、防犯・防災体制の確立が重要です。災害時要援護者といわれる障がい者や高齢者を災害から守るための対策が求められています。

建築物等の整備などバリアフリー化した住みよい生活環境の確立については、国において、平成18年12月に施行された、「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」により、公共交通機関や駅のバリアフリー化と建築物のバリアフリー化への取り組みが1つの法律に統合・拡充されました。本県においても、平成12年4月に策定された「福祉のまちづくり条例」が、平成19年3月に「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」に改正されるなど、バリアフリー化に加え、ユニバーサルデザイン化の考え方に基づいた取り組みへと進化しています。

公共的施設はもちろんのこと、民間施設においてもバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の促進を図る必要があり、事業所の理解と協力が課題となっています。

もうひとつの課題として、こころのバリアフリー化の浸透不足が挙げられます。障がい者福祉は、国際障害者年（昭和56年）を機に理解が深まり、障がいのあるなしにかかわらず、共に地域のなかで生活を営む社会をめざす「ノーマライゼーション」の理念が徐々に浸透つつあります。しかし、実際には一般社会の差別や偏見もみられているのが現状です。こうした、障がい者に対する「心の^{バリア}障壁」を取り除くためには、子どもの頃から障がい者との交流の機会を設けたり、町民総ボランティア活動を通じて理解を深めることが重要です。そのためには、社会福祉協議会や関係機関との連携のもと、ボランティア団体の拡大と活動支援体制の整備、啓発をしていく必要があります。障がい者に対する差別や偏見をなくすため、小さい頃からの福祉教育やボランティア意識の醸成も重要な要素の1つです。

（１）ユニバーサルデザイン化の推進

公共施設等のバリアフリー化については、全体的に不十分であり、トイレやスロープ、エレベーターの整備などを計画的に進め、障がい者の利用に配慮したものになければなりません。特に公共施設等の新たな整備にあたっては、障がい者等の意見を反映させるための体制を確立し、より実用性のあるものとする必要があります。

また、大型店舗や銀行など民間建築物についても、事業者への理解と協力を求め、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進していく必要があります。

① バリアフリー促進委員会（仮称）の創設

- ・ 「すべての人が使いやすい」を基本にしたバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進するために、民間と行政が一体になり計画的に進めるための組織づくりを検討します。

② 公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進

- ・ 既存施設のバリアフリーを計画的に進め、公園や観光地にある公衆トイレ等のバリアフリー化を順次すすめます。また、高島駅へのエレベーター設置など施設改善を関係機関に働きかけます。
- ・ 新たに整備される施設については、計画策定段階において、障がい者の意見を取り入れる体制を整え、だれもが利用しやすいユニバーサルデザインを意識した施設整備を図ります。

③ 民間建築物のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の促進

- ・ 障がい者にやさしい住みよいまちづくりの推進のために、事業者の理解と協力を得ながらバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進します。

④ 歩行空間の整備

- ・ 商店街や駅周辺など利用の多い歩道について、段差の解消や傾斜、歩道幅などに配慮した整備を図るよう関係機関に働きかけます。
- ・ 歩道上に自転車や看板等の障害物を置かないよう、啓発広報に努めます。

（２）地域生活移行への推進

障がい者が地域で安心して生活するには、公的施策の充実はもとより相互扶助の精神で、地域住民が気軽にボランティア活動に参加できる体制が必要です。

① 施設・病院からの地域移行

- ・ 地域生活を希望する施設入所者や受入条件が整えば退院可能な障がい者の地域移行を推進するため、相談支援事業所の相談支援専門員、施設のサービス管理責任者、病院の医療関係者等との連携のもと地域移行や地域定着の具体的な推進方策を検討します。

② 福祉ボランティア活動の推進

〈ボランティアの養成と活動の充実〉（町、社会福祉協議会、町民）

- ・ ボランティア講座の開催による人材の養成を行います。

- ・ 福祉ボランティアと関係機関との連絡調整を定期的を実施します。
- ・ 幼児期からの思いやりの心を育て、障がい者への理解が深まるように、学校、児童施設等におけるボランティア体験学習を推進します。

〈ボランティア情報の提供〉（社会福祉協議会、町民）

- ・ 町広報等へ情報を掲載し、ボランティア活動への参加を呼びかけます。
- ・ ボランティアセンターを中心としたネットワークを構築し、だれもが参加できる町民ボランティア活動の更なる充実を図ります。

（３）移動交通手段の充実

障がい者の行動範囲を広げ、社会参加を促進するために、障がい者が気軽に外出できる施策の展開を図ることが必要です。

① 移動支援の充実

- ・ 障がい者タクシー券の利用促進と、デマンド交通の利用しやすいしくみづくりを図るとともに、その他の移動支援の充実についても検討を行います。
- ・ 介護用自家用車の購入・改造費の一部助成にむけて充実を図ります。
- ・ 外出の際の介助ボランティアを支援していきます。
- ・ 福祉機器（電動車椅子等）の情報提供や展示会の実施について支援していきます。

（４）防犯・防災対策の充実

障がい者を災害や犯罪から守るため、関係団体の協力を得ながら、地域防犯・防災ネットワークづくりに着手していく必要があります。

① 犯罪・消費者被害の防止

- ・ 防犯協会等と障がい者団体との連携を図り、犯罪の被害防止に努めます。
- ・ 複雑・多様化する消費者トラブルに障がい者が巻き込まれないよう、障がい者の保護者及び福祉施設や地域の福祉関係者と、行政、警察等の関係機関が連携し、情報共有や啓発を行い、巻き込まれた場合の早期解決を図ります。

② 災害時の支援体制の充実

- ・ 高島町地域防災計画や町地域福祉計画へ災害時要援護者として障がい者等への具体的対応を盛り込むとともに、地域の自主防災組織や消防団との連携など、

災害時の支援体制づくりを進めます。

- ・ 避難場所の整備を図るとともに、避難場所の周知を徹底します。
- ・ 隣組単位での避難誘導體制を確立していきます。
- ・ 支援の必要な障がい者家庭への火の元点検を実施します。
- ・ 災害による心的ストレスや心身の疾患の悪化などの変化に対応するため、町の保健師や県の保健所などと連携し、被災した町民に対し災害時の心のケアに努めます。

重点プロジェクト

- ◆ 町では、次の4項目を本プランの今後5年間における重点プロジェクトとして位置づけ様々な取り組みを進めてまいります。

- 就労支援の充実
- 移動支援の充実
- 日中活動系サービスの充実
- こころのバリアフリーの取り組み

【就労支援の充実】

町の少子高齢化、人口減少による労働力の減少課題に対処するため、障がい者への就労支援を行い、雇用側の労働力確保や障がい者の働く喜びと生きがい、経済的安定の充実を図っていきます。

【移動支援の充実】

同居家族の高齢化により、知的障がい者や重度心身障がい者が医療機関や通所する際の、家族運転による車の送迎が困難になることや先の障がい者が利用できる公共交通機関が少ない課題に対処するため、移動支援サービスの充実を図っていきます。

【日中活動系サービスの充実】

医療機関での入院や施設入所している障がい者の地域移行を支援するため、地域移行後の居場所の1つである日中活動サービス事業所の充実を図っていきます。

【こころのバリアフリーの取り組み】

障がいのある方もない方も共に生きるやさしいまちを目指すために、講習会や啓発活動により、こころのバリアフリー意識の輪が町民全体に広がる取り組みを行っていきます。

資料編

1. アンケート調査結果
2. 利用目標
3. 策定経過
4. 高島町障がい者プラン策定委員会設置規則
5. 第3期高島町障がい者プラン策定委員名簿

福祉に関するアンケート 調査結果

実施期間：平成 31 年 1 月 22 日 ～ 平成 31 年 2 月 8 日

対 象 者：200 名（身体 120 名、知的 40 名、精神 40 名）

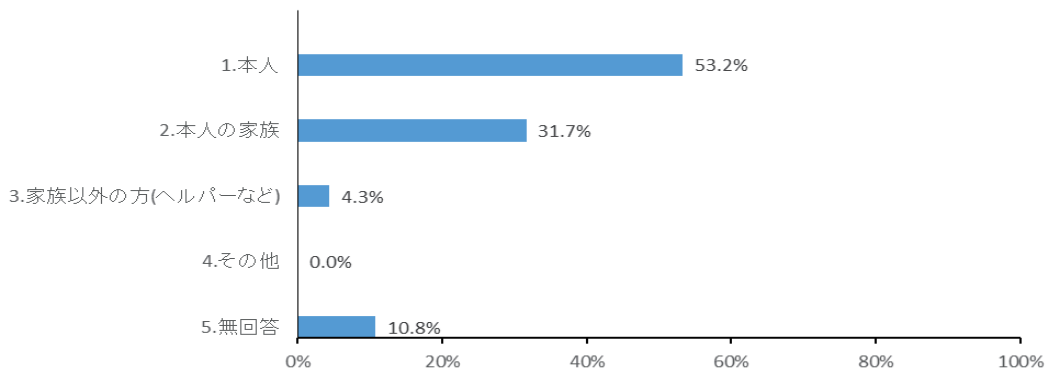
※ 無作為による抽出

回 答 者：139 名（回答率 69.5%）

問 1 お答えいただくのは、どなたですか。(○は 1 つだけ)

1. 本人(この調査票が郵送されたあて名の方) 代筆を含む
2. 本人の家族
3. 家族以外の人(ヘルパーなど)
4. その他()

アンケートの回答者は「本人」が 53.2%、次いで「本人の家族」が 31.7%、「家族以外の人(ヘルパーなど)」が 4.3%となっています。

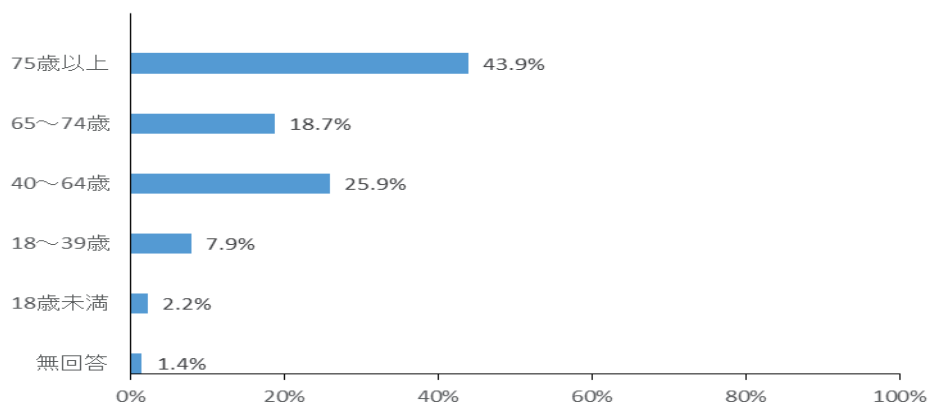


	1. 本人	2. 本人の家族	3. 家族以外の方 (ヘルパーなど)	4. その他	無回答	合計
人数	74	44	6	0	15	139
構成比	53.2%	31.7%	4.3%	0.0%	10.8%	

あなた(あて名の方)の性別・年齢・ご家族などについて

問 2 あなたの年齢をお答えください。(平成 30 年 10 月 1 日現在)

年齢は「75 歳以上」が約 43.9%、次いで「40～64 歳」が約 25.9%、「65～74 歳」が約 18.7%となっています。



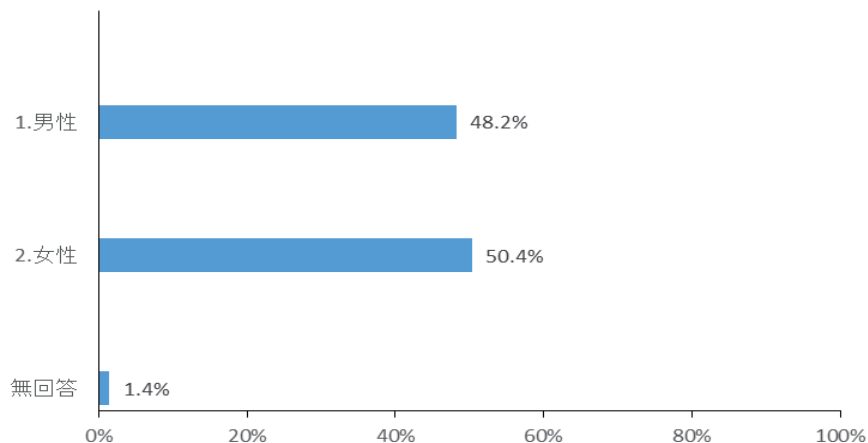
	75歳以上	65～74歳	40～64歳	18～39歳	18歳未満	無回答	合計
人数	61	26	36	11	3	2	139
構成比	43.9%	18.7%	25.9%	7.9%	2.2%	1.4%	

問3 あなたの性別をお答えください。(○は1つだけ)

1. 男性

2. 女性

男女の構成比は「男性」が48.2%、「女性」が50.4%となっています。



	1. 男性	2. 女性	無回答	合計
人数	67	70	2	139
構成比	48.2%	50.4%	1.4%	

問4 あなたがお住まいの地域はどこですか。(○は1つだけ)

1. 高畠町

4. 米沢市

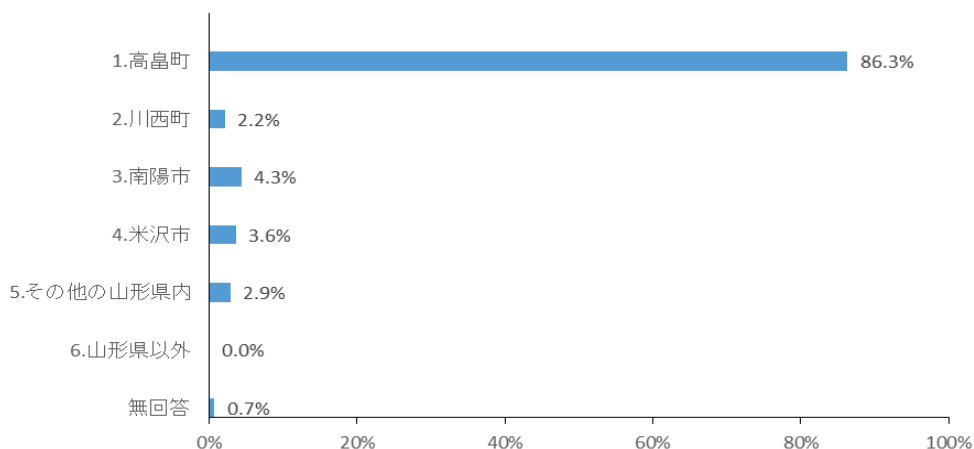
2. 川西町

5. その他山形県内

3. 南陽市

6. 山形県以外

回答者の居住地は「高畠町」が86.3%、次いで「南陽市」が4.3%、「米沢市」が3.6%となっています。



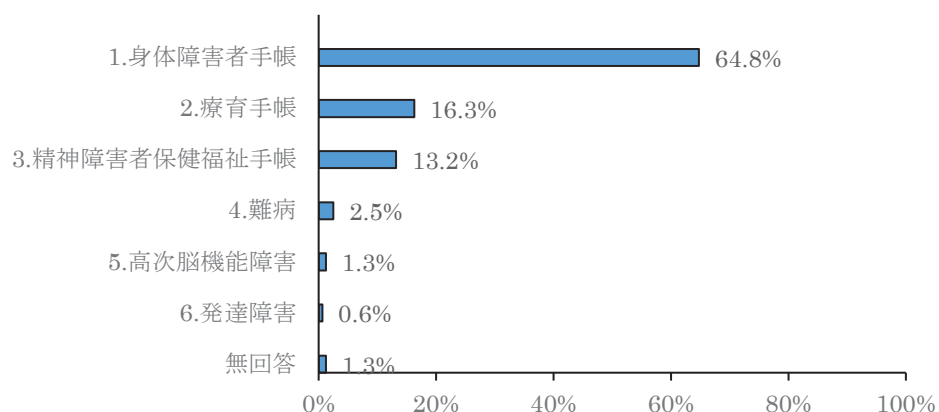
	1. 高畠町	2. 川西町	3. 南陽市	4. 米沢市	5. その他山形県内	6. 山形県以外	無回答	合計
人数	120	3	6	5	4	0	1	139
構成比	86.3%	2.2%	4.3%	3.6%	2.9%	0.0%	0.7%	

あなたの障がいの状況について

問 5 あなたがお持ちの手帳や障がいについて、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | | |
|------------|------------|----------------|
| 1. 身体障害者手帳 | 2. 療育手帳 | 3. 精神障害者保健福祉手帳 |
| 4. 難病 | 5. 高次脳機能障害 | 6. 発達障害 |

手帳や障がいに関しては「身体障害者手帳」が 64.8%、次いで「療育手帳」が 16.3%、「精神障害者保健福祉手帳」が 13.2%、「難病」が 2.5%となっています。

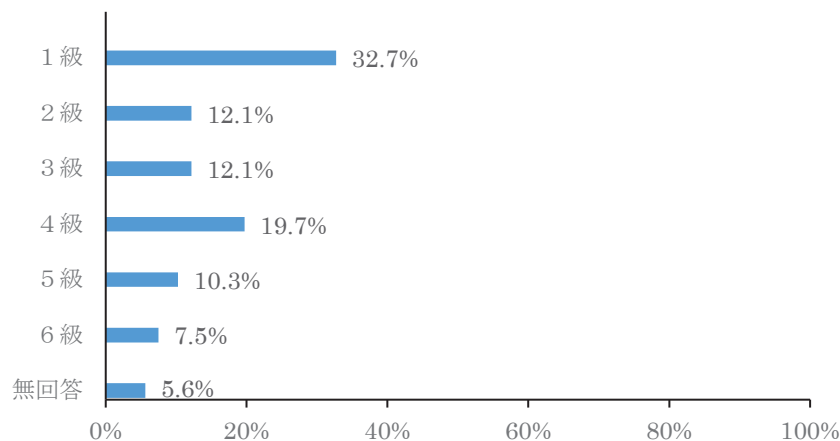


	1. 身体障害者手帳	2. 療育手帳	3. 精神障害者保健福祉手帳	4. 難病	5. 高次脳機能障害	6. 発達障害	無回答	合計
人数	103	26	21	4	2	1	2	159
構成比	64.8%	16.3%	13.2%	2.5%	1.3%	0.6%	1.3%	

問 6 あなたの身体障害者手帳の級数をお答えください。(○は1つだけ)

- | | | |
|--------|--------|--------|
| 1. 1 級 | 4. 4 級 | 7. 7 級 |
| 2. 2 級 | 5. 5 級 | |
| 3. 3 級 | 6. 6 級 | |

身体障害手帳所持者を等級別にみると「1 級」が 32.7%、次いで「4 級」が 19.7%、「2 級」と「3 級」がそれぞれ 12.1%となっています。

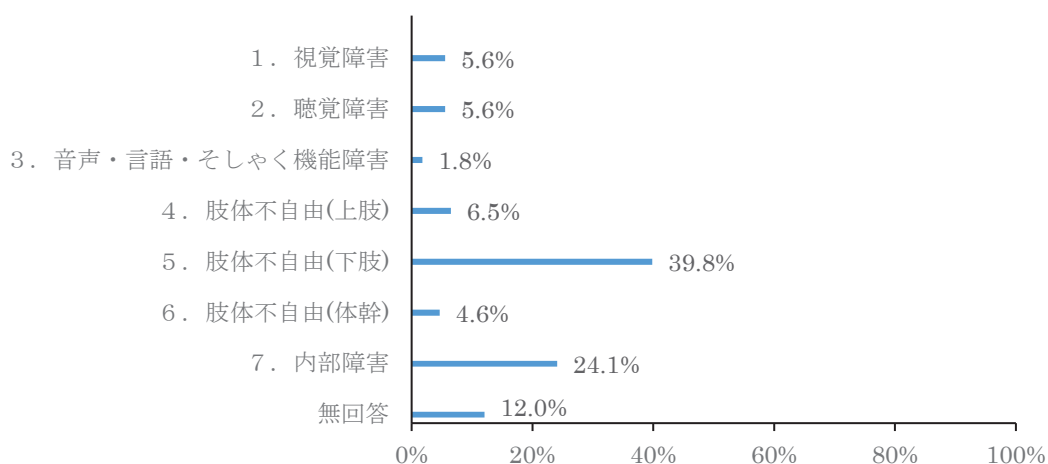


	1級	2級	3級	4級	5級	6級	持っていない	無回答	合計
人数	35	13	13	21	11	8	32	6	107
構成比	32.7%	12.1%	12.1%	19.7%	10.3%	7.5%	—	5.6%	

問7 あなたの身体障害者手帳をお持ちの場合、主たる障害をお答えください。
(○は1つだけ)

- | | | |
|-------------------|--------------|-----------------|
| 1. 視覚障害 | 4. 肢体不自由(上肢) | 7. 内部障害(1～6 以外) |
| 2. 聴覚障害 | 5. 肢体不自由(下肢) | |
| 3. 音声・言語・そしゃく機能障害 | 6. 肢体不自由(体幹) | |

身体障害手帳所持者の障がいの内訳は「肢体不自由(下肢)」が39.8%、次いで「内部障害」が24.1%、「肢体不自由(上肢)」が6.5%となっています。

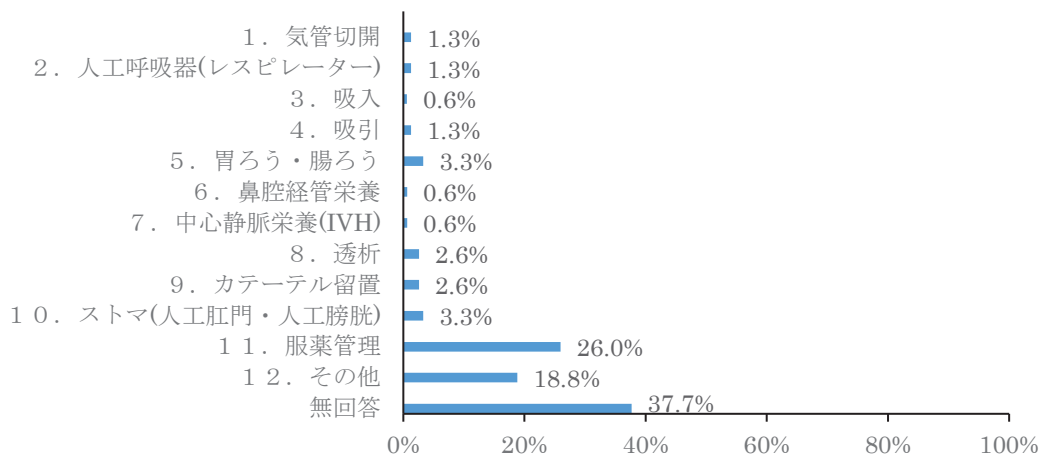


	1. 視覚障害	2. 聴覚障害	3. 音声・言語・そしゃく機能障害	4. 肢体不自由(上肢)	5. 肢体不自由(下肢)	6. 肢体不自由(体幹)	7. 内部障害	無回答	合計
人数	6	6	2	7	43	5	26	13	108
構成比	5.6%	5.6%	1.8%	6.5%	39.8%	4.6%	24.1%	12.0%	

問 8 あなたが現在受けている医療ケアをお答えください。(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|-------------------|----------------|--------------------|
| 1. 気管切開 | 5. 胃ろう・腸ろう | 9. カテーテル留置 |
| 2. 人工呼吸器(レスピレーター) | 6. 鼻腔経管栄養 | 10. ストマ(人工肛門・人工膀胱) |
| 3. 吸入 | 7. 中心静脈栄養(IVH) | 11. 服薬管理 |
| 4. 吸引 | 8. 透析 | 12. その他 |

現在受けている医療ケアに関しては「服薬管理」が26%、次いで「ストマ(人工肛門・人工膀胱)」と「胃ろう・腸ろう」がそれぞれ3.3%となっています。



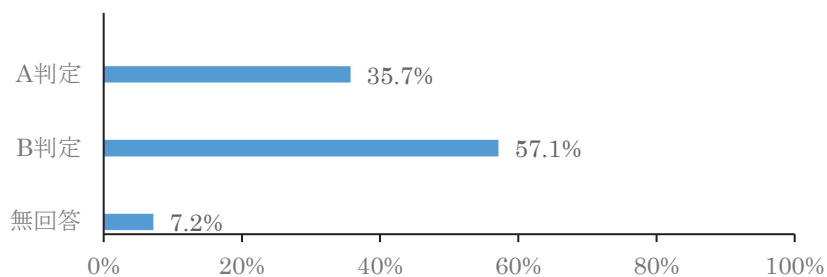
	1. 気管切開	2. 人工呼吸器 (レスピレーター)	3. 吸入	4. 吸引	5. 胃ろう・腸ろう	6. 鼻腔経管 栄養	7. 中心静脈栄 養(IVH)
人数	2	2	1	2	5	1	1
構成比	1.3%	1.3%	0.6%	1.3%	3.3%	0.6%	0.6%

8. 透析	9. カテーテ ル留置	10. ストマ(人工 肛門・人工膀胱)	11. 服薬管理	12. その他	無回答	合計
4	4	5	40	29	58	154
2.6%	2.6%	3.3%	26.0%	18.8%	37.7%	

問 9 あなたは療育手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)

- | | |
|---------|-----------|
| 1. A 判定 | 3. 持っていない |
| 2. B 判定 | |

療育手帳所持者を等級別にみると「B 判定」が57.1%と多くっており、「A 判定」が35.7%となっています。

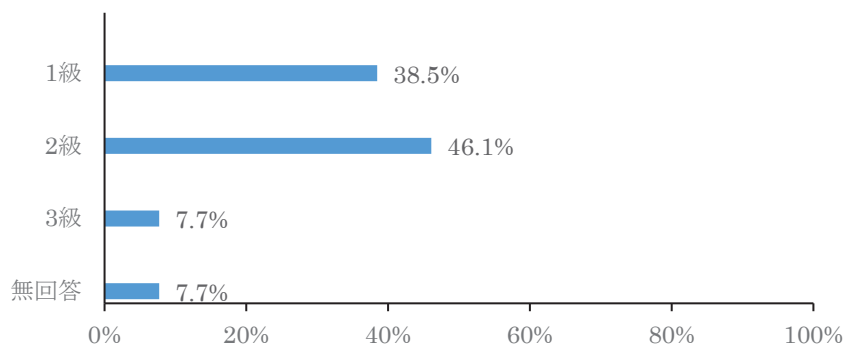


	A判定	B判定	持っていない	無回答	合計	合計(持っていない除き)
人数	10	16	111	2	139	28
構成比	35.7%	57.1%	—	7.2%		

問 10 あなたは精神障害者福祉手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)

- | | |
|-------|-----------|
| 1. 1級 | 3. 3級 |
| 2. 2級 | 4. 持っていない |

精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別にみると「2級」が46.1%、次いで「1級」が38.5%、「3級」が7.7%となっています。

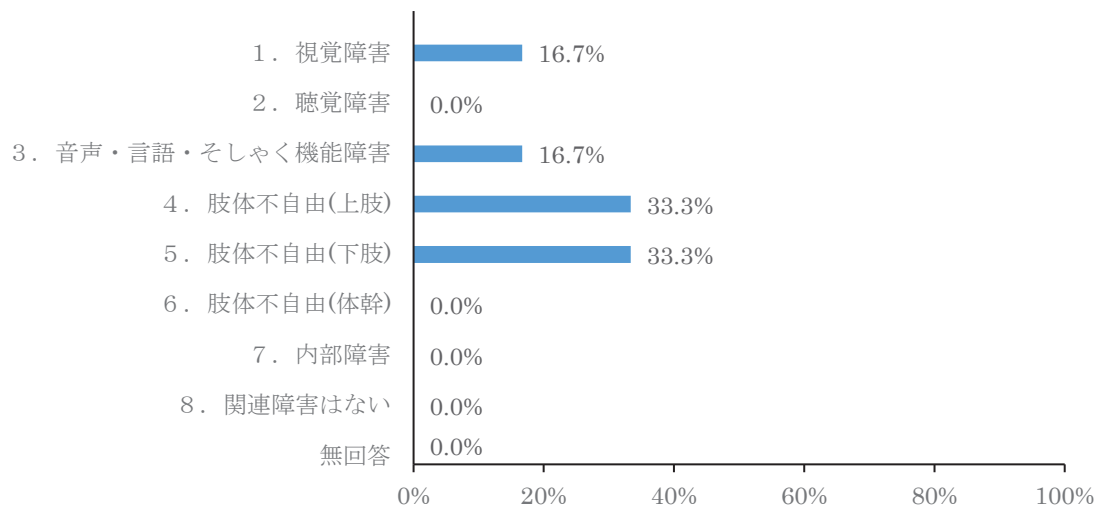


	1級	2級	3級	持っていない	無回答	合計	合計(持っていない除き)
人数	10	12	2	113	2	139	26
構成比	38.5%	46.1%	7.7%	—	7.7%		

問 11 問 5 で「高次脳機能障害」を選択された方のみ、その関連障害をお答えください。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1. 視覚障害 | 5. 肢体不自由(下肢) |
| 2. 聴覚障害 | 6. 肢体不自由(体幹) |
| 3. 音声・言語・そしゃく機能障害 | 7. 内部障害(1～6 以外) |
| 4. 肢体不自由(上肢) | 8. 関連障害はない |

高次脳機能障害に関しては「肢体不自由(上肢)」と「肢体不自由(下肢)」がそれぞれ 33.3%、次いで「視覚障害」と「音声・言語・そしゃく機能障害」がそれぞれ 16.7%と なっています。



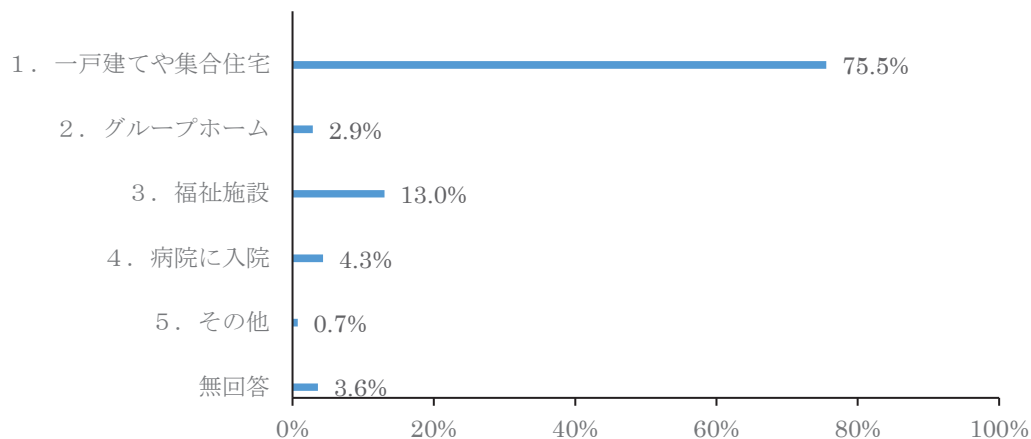
	1. 視覚障害	2. 聴覚障害	3. 音声・言語・そしゃく機能障害	4. 肢体不自由(上肢)	5. 肢体不自由(下肢)	6. 肢体不自由(体幹)	7. 内部障害	8. 関連障害はない	無回答	合計
人数	1	0	1	2	2	0	0	0	0	6
構成比	16.7%	0.0%	16.7%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

住まいや暮らしについて

問 12 あなたは現在どのように暮らしていますか。(○は 1 つだけ)

- 一戸建てや集合住宅(アパート等)で暮らしている
- グループホームで暮らしている
- 福祉施設(障害者支援施設・高齢者支援施設)で暮らしている
- 病院に入院している
- その他()

現在の暮らしの状況に関しては「一戸建てや集合住宅(アパート等)で暮らしている」が 75.5%、次いで「福祉施設(障害者支援施設・高齢者支援施設)で暮らしている」が 13.0%となっています。



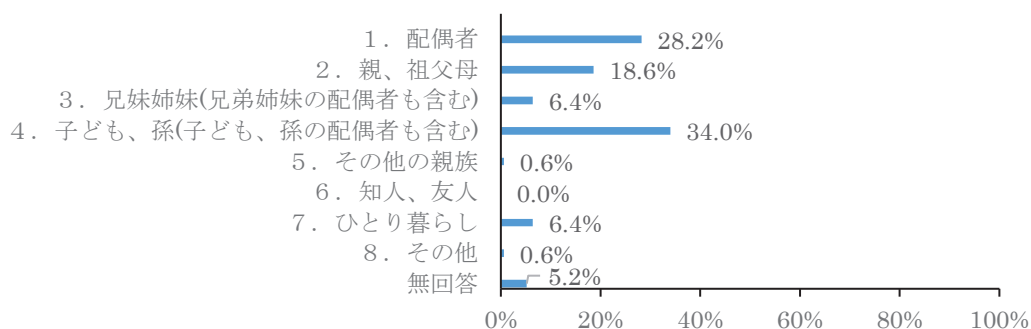
	1. 一戸建てや集合住宅	2. グループホーム	3. 福祉施設	4. 病院に入院	5. その他	無回答	合計
人数	105	4	18	6	1	5	139
構成比	75.5%	2.9%	13.0%	4.3%	0.7%	3.6%	

問 13(ア)、(イ)は問 12 で 1.一戸建てや集合住宅に暮らしているを選択された方のみ回答してください。

問 13(ア) あなたと同居している方を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|------------------------|-----------|
| 1. 配偶者 | 5. その他の親族 |
| 2. 親、祖父母 | 6. 知人・友人 |
| 3. 兄妹姉妹(兄弟姉妹の配偶者も含む) | 7. ひとり暮らし |
| 4. 子ども、孫(子ども、孫の配偶者も含む) | 8. その他() |

同居している人に関しては「子ども、孫(子ども、孫の配偶者も含む)」が 34%、次いで「配偶者」が 28.2%、「親、祖父母」が 18.6%となっています。



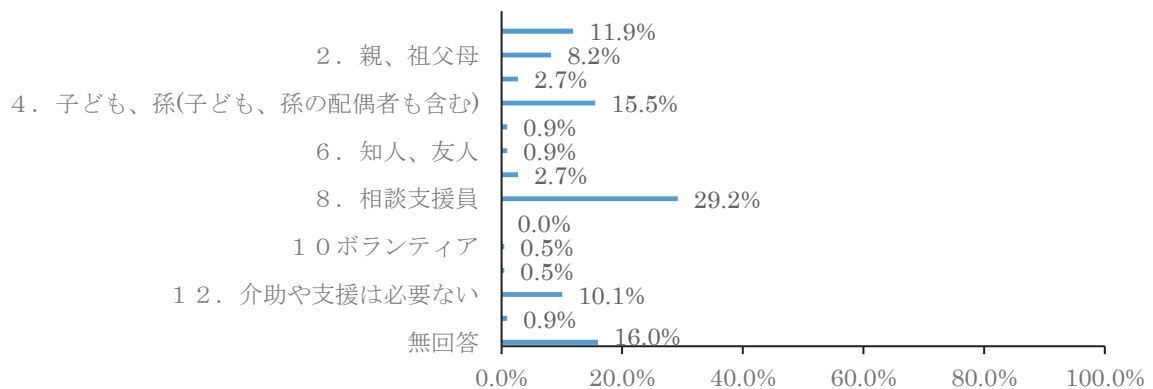
	1. 配偶者	2. 親、祖父母	3. 兄妹姉妹(兄弟姉妹の配偶者も含む)	4. 子ども、孫(子ども、孫の配偶者も含む)	5. その他の親族	6. 知人、友人	7. ひとり暮らし	8. その他	無回答	合計
人数	44	29	10	53	1	0	10	1	8	156
構成比	28.2%	18.6%	6.4%	34.0%	0.6%	0.0%	6.4%	0.6%	5.2%	

問 13(イ) あなたが、介助を受けている方を教えてください。

(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|------------------------------|--------------------|
| 1. 配偶者 | 8. 相談支援事業所の相談支援員 |
| 2. 親、祖父母 | 9. 施設の職員、世話人 |
| 3. 兄妹姉妹(兄弟姉妹の配偶者も含む) | 10. ボランティア、NPO の職員 |
| 4. 子ども、孫(子ども、孫の配偶者も含む) | 11. 公的機関の職員(保健所等) |
| 5. その他の親族 | 12. 介助や支援は必要ない |
| 6. 知人、友人 | 13. その他() |
| 7. 訪問看護師、ホームヘルパーなどの在宅サービス提供者 | |

誰に介助を受けているかに関しては「相談支援事業所の相談支援員」が 29.2%、次いで「子ども、孫(子ども、孫の配偶者も含む)」が 15.5%、「配偶者」が 11.9%となっています。



	1. 配偶者	2. 親、祖父母	3. 兄妹姉妹(兄弟姉妹の配偶者も含む)	4. 子ども、孫(子ども、孫の配偶者も含む)	5. その他の親族	6. 知人、友人	7. 訪問看護師、ヘルパー
人数	26	18	6	34	2	2	6
構成比	11.9%	8.2%	2.7%	15.5%	0.9%	0.9%	2.7%

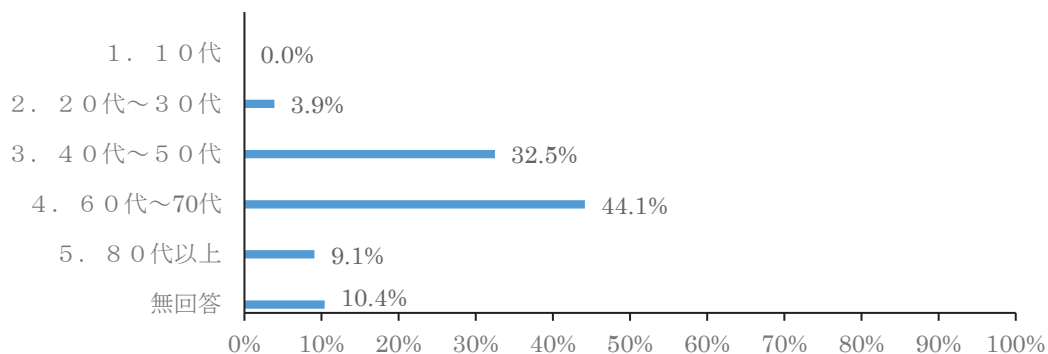
8. 相談支援員	9. 施設の職員	10. ボランティア	11. 公的機関の職員	12. 介助や支援は必要ない	13. その他	無回答	合計
64	0	1	1	22	2	35	219
29.2%	0.0%	0.5%	0.5%	10.1%	0.9%	16.0%	

問 13(イ)で 1.配偶者～5.その他の親族を選択された方のみ回答してください。

問 13(ウ) 中心的に介助をしている方の年代を教えてください。(○は 1 つだけ)

- | | | |
|--------------|--------------|-----------|
| 1. 10 代 | 3. 40 代～50 代 | 5. 80 代以上 |
| 2. 20 代～30 代 | 4. 60 代～70 代 | |

介助してくれている人の年代に関しては「60 代～70 代」が 44.1%、次いで「40 代～50 代」が 32.5%となっています。



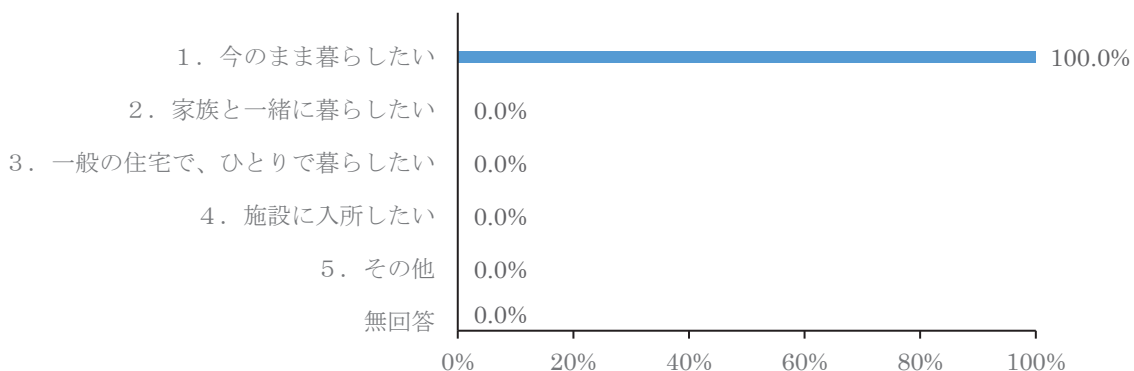
	1. 10代	2. 20代～30代	3. 40代～50代	4. 60代～70代	5. 80代以上	無回答	合計
人数	0	3	25	34	7	8	77
構成比	0.0%	3.9%	32.5%	44.1%	9.1%	10.4%	

問 12 で 2.グループホームで暮らしているを選択された方のみ回答してください。

問 14 あなたは、将来どのような暮らしかたをしたいと思いますか。(○は1つだけ)

- | | |
|----------------------|-------------|
| 1. 今のまま暮らしたい | 4. 施設に入所したい |
| 2. 家族と一緒に暮らしたい | 5. その他() |
| 3. 一般の住宅で、ひとり暮らしをしたい | |

グループホームで暮らしている人の将来の暮らし方に関しては「今のまま暮らしたい」が100%であった。



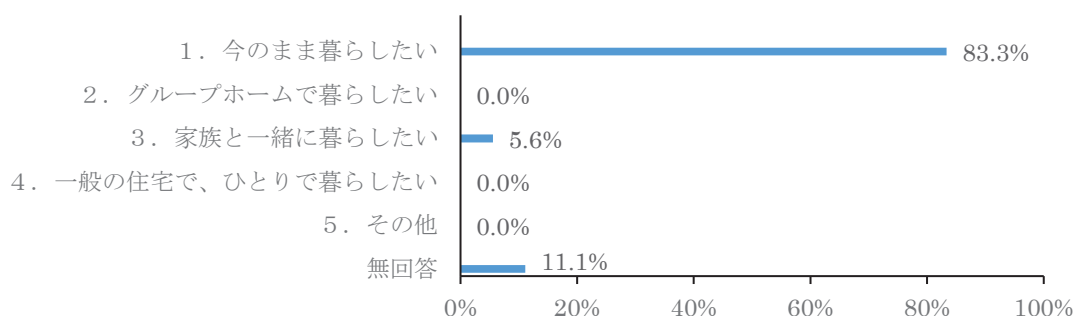
	1. 今のまま暮らしたい	2. 家族と一緒に暮らしたい	3. 一般の住宅で、ひとりで暮らしたい	4. 施設に入所したい	5. その他	無回答	合計
人数	4	0	0	0	0	0	4
構成比	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

問 15 は、問 12 で 3.福祉施設で暮らしているを選択された方のみ回答ください。

問 15 あなたは、将来どのような暮らし方をしたいと思いますか。（○は1つだけ）

1. 今のまま暮らしたい
2. グループホームで暮らしたい
3. 家族と一緒に暮らしたい
4. 一般の住宅で、ひとり暮らしをしたい
5. その他()

福祉施設で暮らしている人の将来の暮らし方に関しては「今のまま暮らしたい」が 83.3%、次いで「家族と一緒に暮らしたい」が 5.6%となっています。

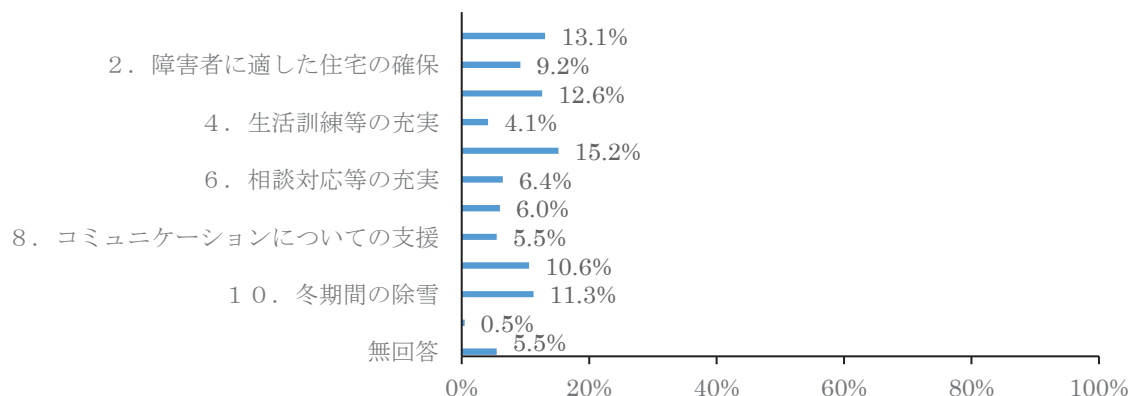


	1. 今のまま暮らしたい	2. グループホームで暮らしたい	3. 家族と一緒に暮らしたい	4. 一般の住宅で、ひとりで暮らしたい	5. その他	無回答	合計
人数	15	0	1	0	0	2	18
構成比	83.3%	0.0%	5.6%	0.0%	0.0%	11.1%	

問 16 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

1. 在宅で医療ケアなどが適切に得られること
2. 障がい者に適した住居の確保
3. 必要な在宅サービスが適切に利用できること
4. 生活訓練等の充実
5. 経済的な負担の軽減
6. 相談対応等の充実
7. 地域住民等の理解
8. コミュニケーションについての支援
9. 社会生活のための移動手段
10. 冬期間の除雪
11. その他()

地域で生活するために必要な支援に関しては「経済的な負担の軽減」が 15.2%、次いで「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」が 13.1%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が 12.6%となっています。



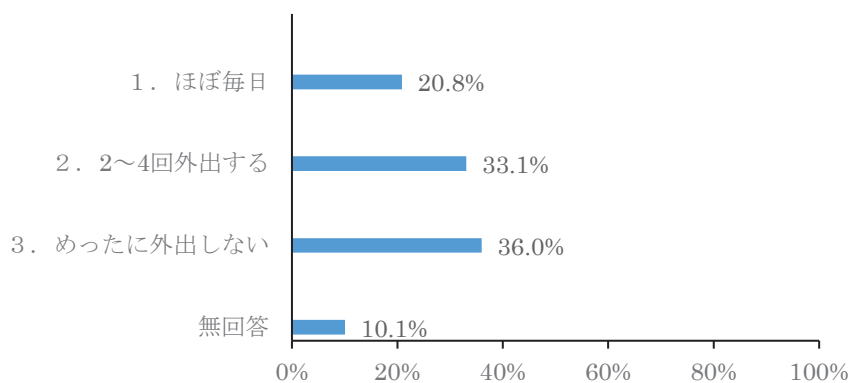
	1. 在宅で医療ケアなどが適切に得られること	2. 障害者に適した住宅の確保	3. 必要な在宅サービスが適切に利用できること	4. 生活訓練等の充実	5. 経済的な負担の軽減	6. 相談対応等の充実	7. 地域住民等の理解	8. コミュニケーションについての支援	9. 社会生活のための移動手段	10. 冬期間の除雪	11. その他	無回答	合計
人数	57	40	55	18	66	28	26	24	46	49	2	24	435
構成比	13.1%	9.2%	12.6%	4.1%	15.2%	6.4%	6.0%	5.5%	10.6%	11.3%	0.5%	5.5%	

日中活動や就労についてお聞きします。

問 17 あなたは、1 週間にどの程度外出しますか(○は 1 つだけ)

1. ほぼ毎日 2. 2～4 回外出する 3. めったに外出しない

1 週間の外出の頻度に関しては「めったに外出しない」が 36%、次いで「2～4 回外出する」が 33.1%、「ほぼ毎日」が 20.8%となっています。

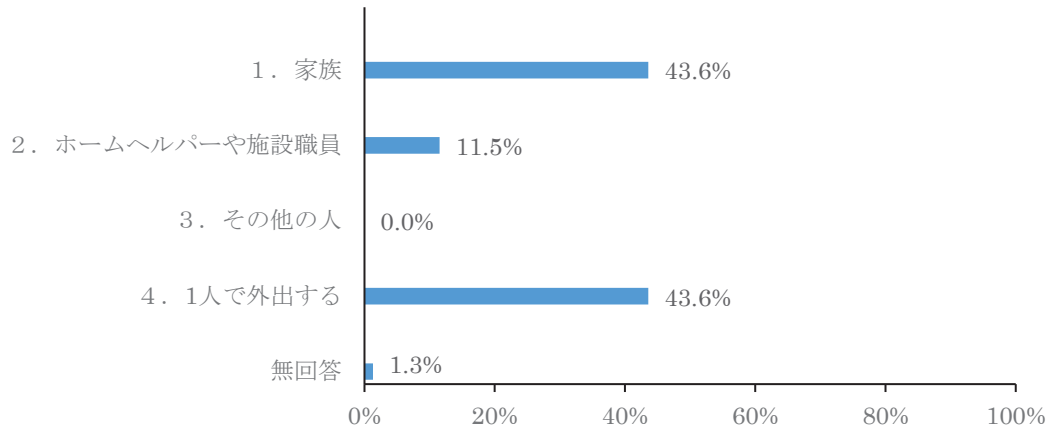


	1. ほぼ毎日	2. 2～4回外出する	3. めったに外出しない	無回答	合計
人数	29	46	50	14	139
構成比	20.8%	33.1%	36.0%	10.1%	

問 18 あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか(○は 1 つだけ)

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1. 家族 | 3. その他の人(ボランティア等) |
| 2. ホームヘルパーや施設の職員 | 4. 1人で外出する |

外出する際の同伴者に関しては「家族」と「1人で外出する」がそれぞれ 43.6%、次いで「ホームヘルパーや施設の職員」が 11.5%となっています。

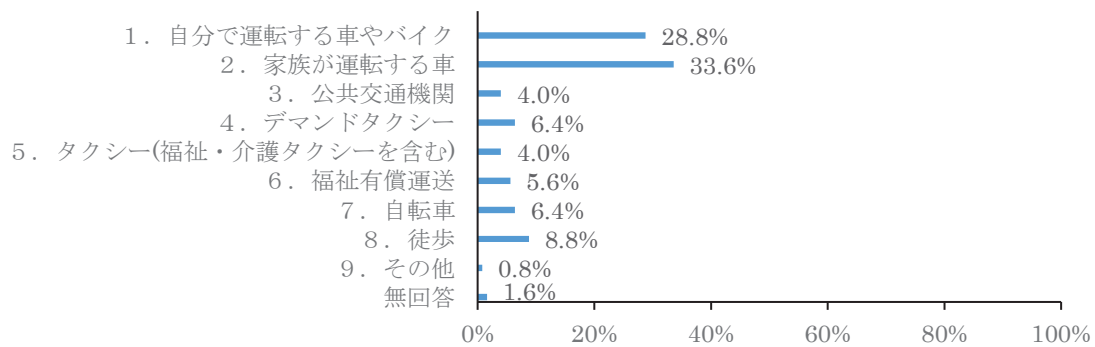


	1. 家族	2. ホームヘルパーや施設職員	3. その他の人	4. 1人で外出する	無回答	合計
人数	34	9	0	34	1	78
構成比	43.6%	11.5%	0.0%	43.6%	1.3%	

問 19 あなたは外出する際の主な移動手段はなんですか(○は 1 つだけ)

- | | |
|-----------------------|----------------|
| 1. 自分で運転する車やバイク | 6. 趣味やスポーツや旅行 |
| 2. 家族が運転する車 | 7. グループ活動に参加する |
| 3. 公共交通機関(電車、バス等) | 8. 散歩に行く |
| 4. デマンドタクシー | 9. その他() |
| 5. タクシー(福祉・介護タクシーを含む) | |

外出する際の主な交通手段に関しては「家族が運転する車」が 33.6%、次いで「自分で運転する車やバイク」が 28.8%となっています。



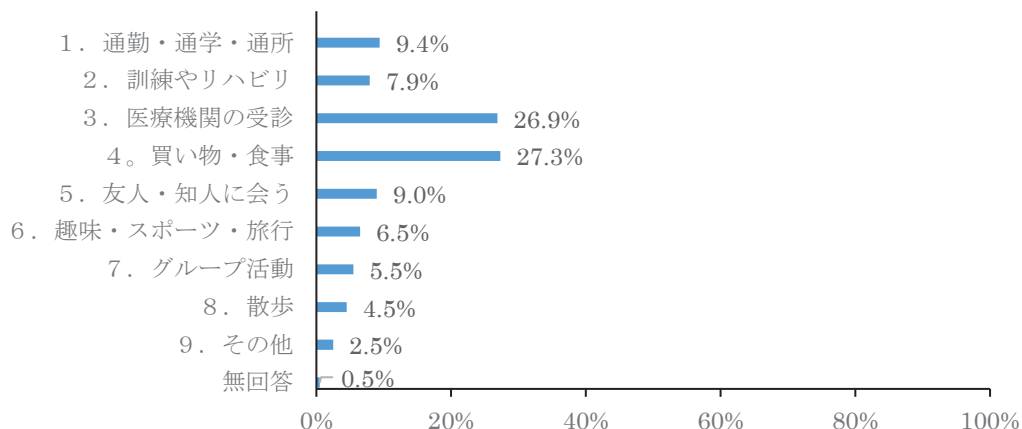
	1. 自分で運転する車やバイク	2. 家族が運転する車	3. 公共交通機関	4. デマンドタクシー	5. タクシー(福祉・介護タクシーを含む)	6. 福祉有償運送	7. 自転車	8. 徒歩	9. その他	無回答	合計
人数	36	42	5	8	5	7	8	11	1	2	125
構成比	28.8%	33.6%	4.0%	6.4%	4.0%	5.6%	6.4%	8.8%	0.8%	1.6%	

問 20 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。

(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|---------------|--------------|----------------|
| 1. 通勤・通学・通所 | 4. 買い物や食事に行く | 7. グループ活動に参加する |
| 2. 訓練やリハビリに行く | 5. 友人・知人に会う | 8. 散歩に行く |
| 3. 医療機関への受診 | 6. 散歩に行く | 9. その他() |

外出目的に関しては「買い物や食事に行く」が 27.3%、次いで「医療機関の受診」が 26.9%となっています。

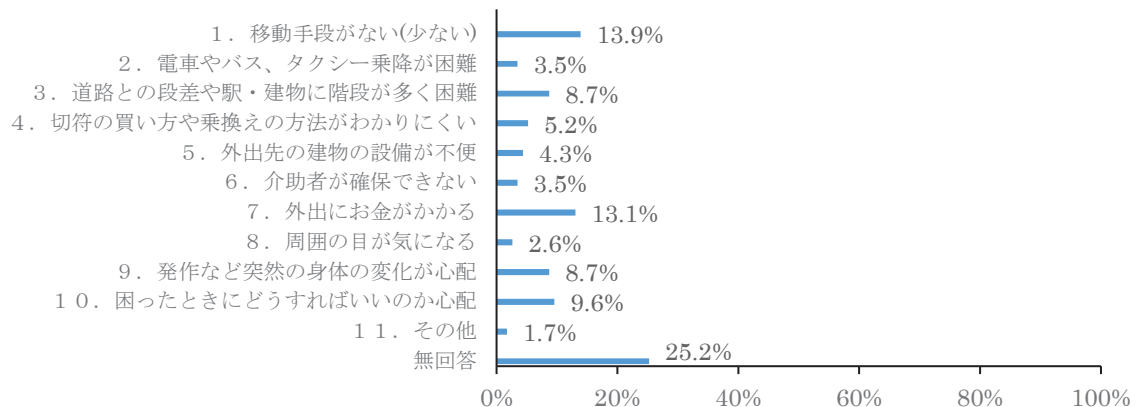


	1. 通勤・通学・通所	2. 訓練やリハビリ	3. 医療機関の受診	4. 買い物・食事	5. 友人・知人に会う	6. 趣味・スポーツ・旅行	7. グループ活動	8. 散歩	9. その他	無回答	合計
人数	19	16	54	55	18	13	11	9	5	1	201
構成比	9.4%	7.9%	26.9%	27.3%	9.0%	6.5%	5.5%	4.5%	2.5%	0.5%	

問 21 外出するときに困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--------------------------------|----------------------|
| 1. 移動手段がない(少ない) | 7. 外出にお金がかかる |
| 2. 電車やバス、タクシーの乗り降りが困難 | 8. 周囲の目が気になる |
| 3. 道路との段差や駅や建物に階段が多く困難 | 9. 発作など突然の身体の変化が心配 |
| 4. 切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい | 10. 困った時にどうすればいいのか心配 |
| 5. 外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーター) | 11. その他() |
| 6. 介助者が確保できない | |

外出時に困ることに関しては「移動手段がない(少ない)」が 13.9%、次いで「外出にお金がかかる」が 13.1%となっています。

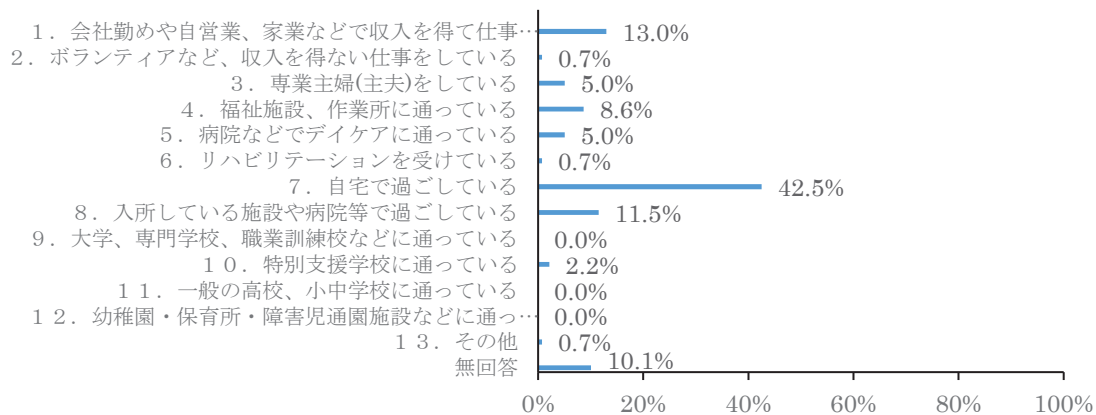


	1. 移動手段がない(少ない)	2. 電車やバス、タクシー乗降が困難	3. 道路との段差や駅・建物に階段が多く困難	4. 切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	5. 外出先の建物の設備が不便	6. 介助者が確保できない	7. 外出にお金がかかる	8. 周囲の目が気になる	9. 発作など突然の身体の変化が心配	10. 困ったときにどうすればいいのか心配	11. その他	無回答	合計
人数	16	4	10	6	5	4	15	3	10	11	2	29	115
構成比	13.9%	3.5%	8.7%	5.2%	4.3%	3.5%	13.1%	2.6%	8.7%	9.6%	1.7%	25.2%	

問 22 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(○は1つだけ)

- | | |
|-----------------------------------|----------------------------|
| 1. 会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている | 8. 入所している施設や病院等で過ごしている |
| 2. ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている | 9. 大学、専門学校、職業訓練校等に通っている |
| 3. 専業主婦(主夫)をしている | 10. 特別支援学校(小中高等部)に通っている |
| 4. 福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援 A 型も含む) | 11. 一般の高校、小中学校に通っている |
| 5. 病院などのデイケアに通っている | 12. 幼稚園、保育所、障害児通園施設等に通っている |
| 6. リハビリテーションを受けている | 13. その他() |
| 7. 自宅で過ごしている | |

平日の日中の過ごし方に関しては「自宅で過ごしている」が 42.5%、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が 13.0%、「入所している施設や病院等で過ごしている」が 11.5%となっています。



	1. 会社勤めや自営業、家業などで収入を得て仕事をしている	2. ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている	3. 専業主婦(主夫)をしている	4. 福祉施設、作業所に通っている	5. 病院などでデイケアに通っている	6. リハビリテーションを受けている	7. 自宅で過ごしている	8. 入所している施設や病院等で過ごしている
人数	18	1	7	12	7	1	59	16
構成比	13.0%	0.7%	5.0%	8.6%	5.0%	0.7%	42.5%	11.5%

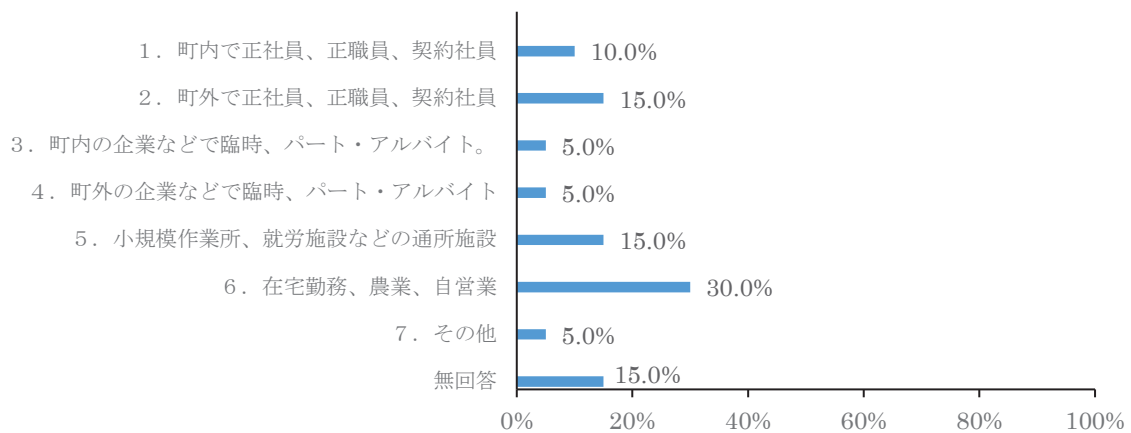
9. 大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	10. 特別支援学校に通っている	11. 一般の高校、小中学校に通っている	12. 幼稚園・保育所・障害児通園施設などに通っている	13. その他	無回答	合計
0	3	0	0	1	14	139
0.0%	2.2%	0.0%	0.0%	0.7%	10.1%	

問 22 で「1.収入を得て仕事をしている」を選択した方のみ回答ください

問 23(ア) 就労場所はどこですか。(○は1つだけ)

1. 町内の企業などで、正社員、正職員、契約社員として働いている
2. 町外の企業などで、正社員、正職員、契約社員として働いている
3. 町内の企業などで、臨時、パート・アルバイトとして働いている
4. 町外の企業などで、臨時、パート・アルバイトとして働いている
5. 小規模作業所、就労支援施設等の通所施設で働いている
6. 在宅勤務、農業、自営業などの自宅で働いている
7. その他()

就労場所に関しては「在宅勤務、農業、自営業などの自宅で働いている」が 30%、次いで「町外の企業などで、正社員、正職員、契約社員として働いている」と「小規模作業所、就労支援施設等の通所施設で働いている」がそれぞれ 15%となっています。



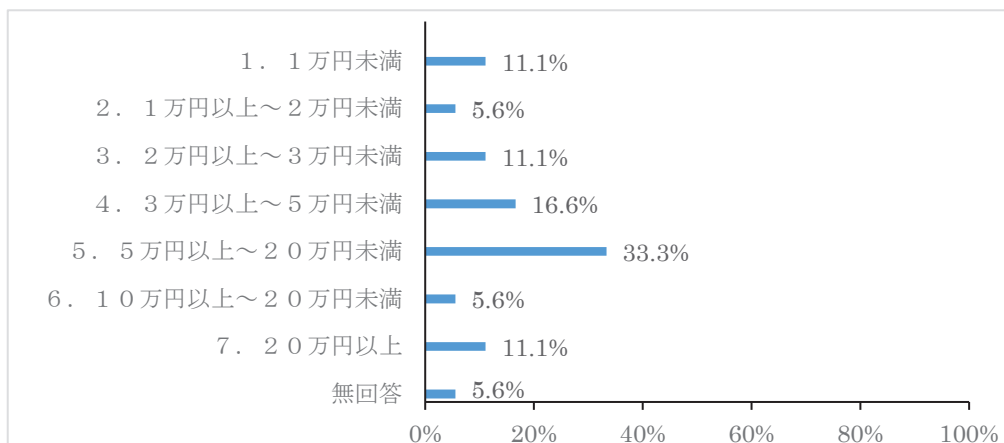
	1. 町内で正社員、正職員、契約社員として働いている	2. 町外で正社員、正職員、契約社員として働いている	3. 町内の企業などで臨時、パート・アルバイトとして働いている	4. 町外の企業などで臨時、パート・アルバイトとして働いている	5. 小規模作業所、就労施設などの通所施設で働いている	6. 在宅勤務、農業、自営業などの自宅で働いている	7. その他	無回答	合計
人数	2	3	1	1	3	6	1	3	20
構成比	10.0%	15.0%	5.0%	5.0%	15.0%	30.0%	5.0%	15.0%	

問 23(イ) 就労の場で得る月収(賃金、工賃等)はどれくらいですか。

差し支えない範囲でお答えください。(○は1つだけ)

- | | | |
|----------------|------------------|-----------|
| 1. 1万円未満 | 4. 3万円以上～5万円未満 | 7. 20万円未満 |
| 2. 1万円以上～2万円未満 | 5. 5万円以上～10万円未満 | |
| 3. 2万円以上～3万円未満 | 6. 10万円以上～20万円未満 | |

就労で得る月収(賃金・工賃等)に関しては「5万円以上～10万円未満」が33.3%、次いで「3万円以上～5万円未満」が16.6%となっています。



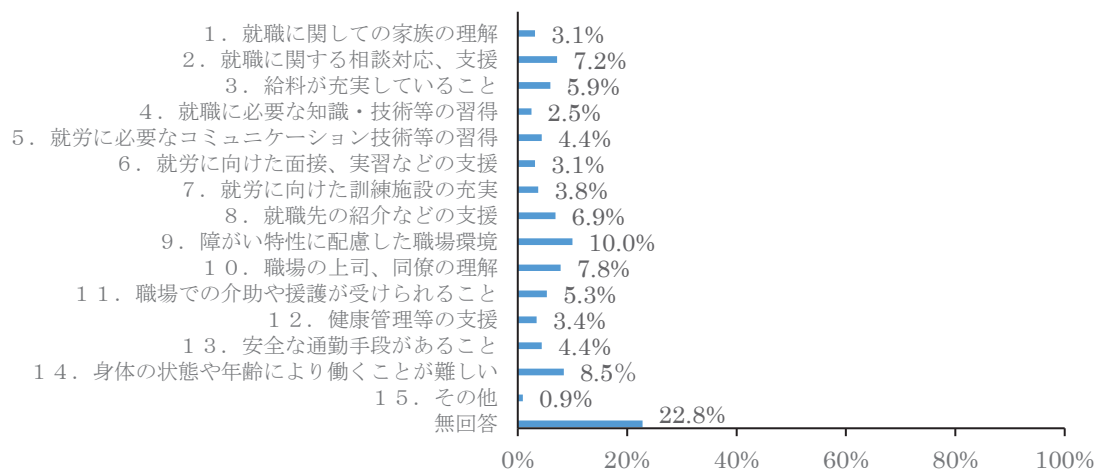
	1. 1万円未満	2. 1万円以上～2万円未満	3. 2万円以上～3万円未満	4. 3万円以上～5万円未満	5. 5万円以上～10万円未満	6. 10万円以上～20万円未満	7. 20万円以上	無回答	合計
人数	2	1	2	3	6	1	2	1	18
構成比	11.1%	5.6%	11.1%	16.6%	33.3%	5.6%	11.1%	5.6%	

問 24 働くために重要だと思われることに○をつけてください

(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| 1. 就職に関しての家族の理解 | 9. 障がい特性に配慮した職場環境 |
| 2. 就職に関しての相談対応、支援 | 10. 職場の上司、同僚理解 |
| 3. 給料が充実していること | 11. 職場での介助や援護が受けられること |
| 4. 就職に必要な知識・技術等の習得 | 12. 健康管理等の支援 |
| 5. 就職に必要なコミュニケーション技術等の習得 | 13. 安全な通勤手段あること |
| 6. 就労に向けた面接、実習などの支援 | 14. 身体の状態や年齢により働くことが難しい |
| 7. 就労に向けた訓練施設の充実 | 15. その他() |
| 8. 就職先の紹介などの支援 | |

働くことに重要だと思われることに関しては「障がい特性に配慮した職場環境」が10%、次いで「身体の状態や年齢により働くことが難しい」が8.5%となっています。



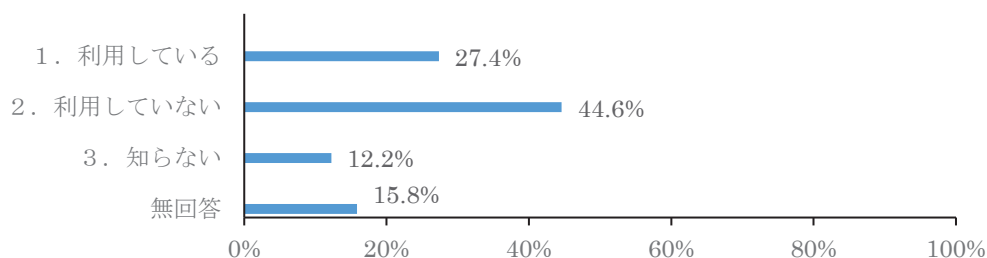
	1. 就職に関しての家族の理解	2. 就職に関する相談対応、支援	3. 給料が充実していること	4. 就職に必要な知識・技術等の習得	5. 就労に必要なコミュニケーション技術等の習得	6. 就労に向けた面接、実習などの支援	7. 就労に向けた訓練施設の充実	8. 就職先の紹介などの支援
人数	10	23	19	8	14	10	12	22
構成比	3.1%	7.2%	5.9%	2.5%	4.4%	3.1%	3.8%	6.9%

9. 障がい特性に配慮した職場環境	10. 職場の上司、同僚の理解	11. 職場での介助や援護が受けられること	12. 健康管理等の支援	13. 安全な通勤手段があること	14. 身体の状態や年齢により働くことが難しい	15. その他	無回答	合計
32	25	17	11	14	27	3	73	320
10.0%	7.8%	5.3%	3.4%	4.4%	8.5%	0.9%	22.8%	

問 25(ア) あなたは障害福祉サービスまたは障害児通所サービスを利用していますか（○は1つだけ）

1. 利用している
2. 利用していない
3. そのようなサービスがあるということを知らない

障害福祉サービスまたは障害児通所サービスの利用に関しては「利用している」が27.4%、次いで「利用していない」が44.6%、「知らない」が12.2%となっています。



	1. 利用している	2. 利用していない	3. 知らない	無回答	合計
人数	38	62	17	22	139
構成比	27.4%	44.6%	12.2%	15.8%	

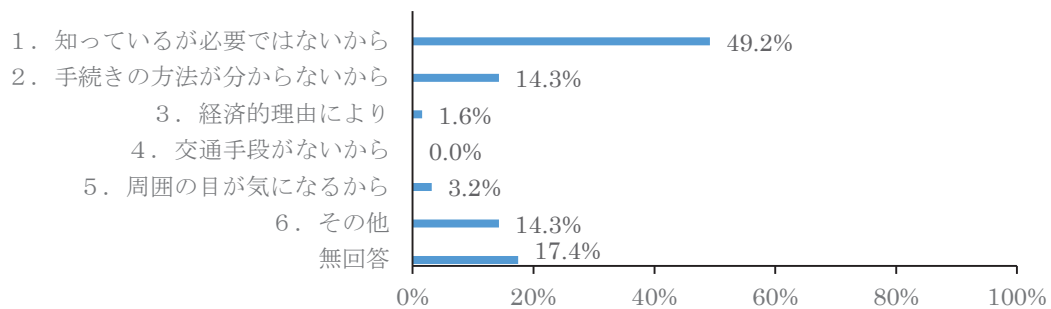
障害福祉サービスについてお聞きします。

問 25(ア)で 2.利用していないとお答えの方のみ回答ください。

問 25(イ) 利用していない理由は次のうちどれですか。(あてはまるものすべてに○)

1. サービスの内容は知っているが、必要ではないから
2. 利用のための手続きの方法がわからないから
3. サービスを利用したいが、経済的理由により
4. サービスを利用したいが、利用するための交通手段がないから
5. サービスを利用するにあたって周囲の目が気になるから
6. その他()

障害福祉サービスまたは障害児通所サービスを利用していない理由に関しては「サービスの内容は知っているが、必要ではないから」が49.2%、次いで「利用のための手続きの方法がわからないから」と「その他」が14.3%となっています。



	1. 知っているが必要ではないから	2. 手続きの方法が分からないから	3. 経済的理由により	4. 交通手段がないから	5. 周囲の目が気になるから	6. その他	無回答	合計
人数	31	9	1	0	2	9	11	63
構成比	49.2%	14.3%	1.6%	0.0%	3.2%	14.3%	17.4%	

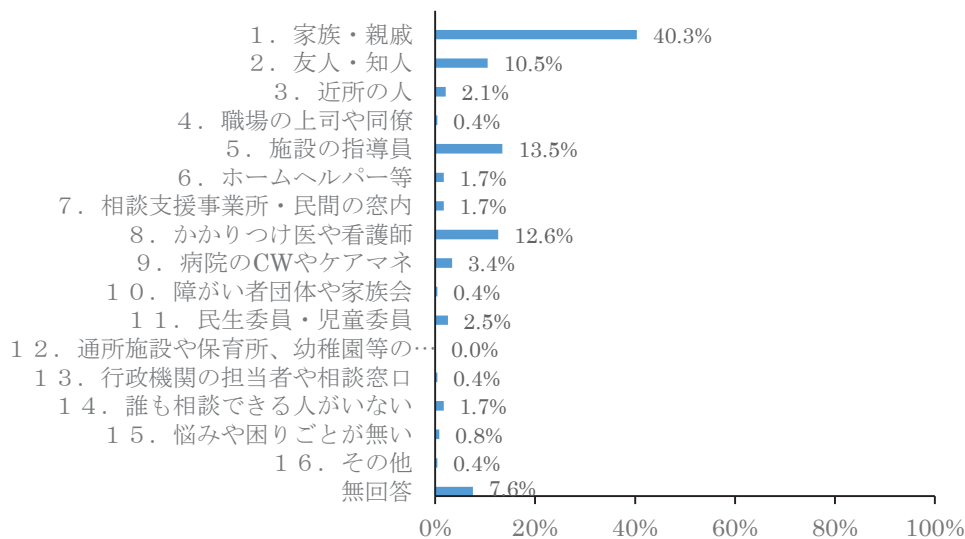
相談相手についてお聞きします。

問 26 あなたは、ふだん悩みや困ったことなどをどなたに相談しますか。

(よく相談する方で、3 つ以内で○)

- | | |
|----------------------|-----------------------------|
| 1. 家族、親せき | 9. 病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー |
| 2. 友人、知人 | 10. 障がい者団体や家族会 |
| 3. 近所の人 | 11. 民生委員、児童委員 |
| 4. 職場の上司や同僚 | 12. 通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生 |
| 5. 施設の指導員など | 13. 行政機関の担当者や相談窓口 |
| 6. ホームヘルパーやサービス事業所の人 | 14. 誰も相談できる人がいない |
| 7. 相談支援事業所などの民間の窓口 | 15. 悩み事や困りごとはない |
| 8. かかりつけの医師や看護師 | 16. その他() |

悩みや困ったことを誰に相談するかに関しては「家族、親せき」が 40.3%、次いで「施設の指導員など」が 13.5%となっています。



	1. 家族・親戚	2. 友人・知人	3. 近所の人	4. 職場の上司や同僚	5. 施設の指導員	6. ホームヘルパー等	7. 相談支援事業所・民間の窓内	8. かかりつけ医や看護師	9. 病院のCWやケアマネ
人数	96	25	5	1	32	4	4	30	8
構成比	40.3%	10.5%	2.1%	0.4%	13.5%	1.7%	1.7%	12.6%	3.4%

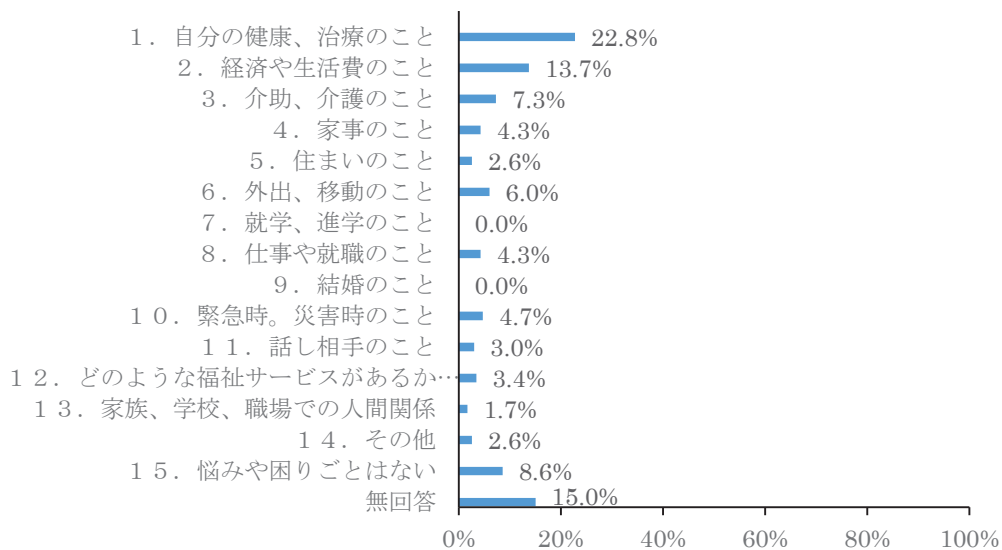
10. 障がい者団体や家族会	11. 民生委員・児童委員	12. 通所施設や保育所、幼稚園等の先生	13. 行政機関の担当者や相談窓口	14. 誰も相談できる人がいない	15. 悩みや困りごとが無い	16. その他	無回答	合計
1	6	0	1	4	2	1	18	238
0.4%	2.5%	0.0%	0.4%	1.7%	0.8%	0.4%	7.6%	

問 27 あなたが悩んでいることや誰かに相談したいことはどれですか

(○は、3 つ以内)

- | | |
|--------------------|----------------------------|
| 1. 自分の健康、治療のこと | 9. 結婚のこと |
| 2. 経済や生活費のこと | 10. 緊急時、災害のこと |
| 3. 介助、介護のこと | 11. 話し相手のこと |
| 4. 家事(炊事、洗濯、掃除)のこと | 12. どのような福祉サービスがあるかわからないこと |
| 5. 住まいのこと | 13. 家族、学校、職場などでの人間関係 |
| 6. 外出、移動のこと | 14. その他() |
| 7. 就学、進学のこと | 15. 悩み事や困りごとはない |
| 8. 仕事や結婚のこと | |

悩みや相談したいことの内容に関しては「自分の健康、治療のこと」が 22, 8%、次いで「経済や生活費のこと」が 13.7%となっています。



	1. 自分の健康、治療のこと	2. 経済や生活費のこと	3. 介助、介護のこと	4. 家事のこと	5. 住まいのこと	6. 外出、移動のこと	7. 就学、進学のこと	8. 仕事や就職のこと
人数	53	32	17	10	6	14	0	10
構成比	22.8%	13.7%	7.3%	4.3%	2.6%	6.0%	0.0%	4.3%

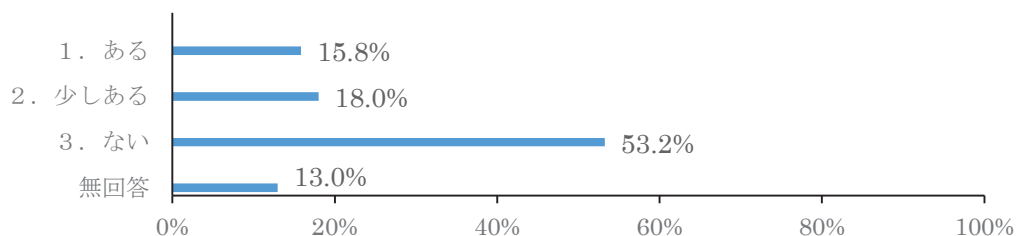
9. 結婚のこと	10. 緊急時、災害時のこと	11. 話し相手のこと	12. どのような福祉サービスがあるか分からないこと	13. 家族、学校、職場での人間関係	14. その他	15. 悩みや困りごとはない	無回答	合計
0	11	7	8	4	6	20	35	233
0.0%	4.7%	3.0%	3.4%	1.7%	2.6%	8.6%	15.0%	

権利擁護についてお聞きます。

問 28 あなたは、障がいがあることで差別と感じたり、嫌な思いをする(した)ことがありますか(○は1つだけ)

1. ある 2. 少しある 3. ない

障がいがあることでの差別に関しては「ない」が 53.2%、次いで「少しある」が 18%、「ある」が 15.8%となっています。



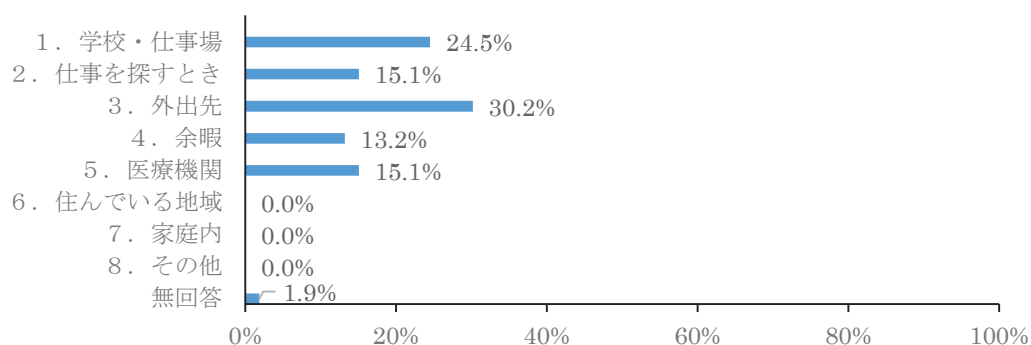
	1. ある	2. 少しある	3. ない	無回答	合計
人数	22	25	74	18	139
構成比	15.8%	18.0%	53.2%	13.0%	

問 29(ア)(イ)は問 28 で 1.ある または 2.少しある と答えた方のみ回答ください。

問 29(ア) どのような場所で差別と感じたり嫌な思いをしましたか
(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|------------|--------------|-----------|
| 1. 学校・仕事場 | 4. 余暇を楽しむとき | 7. 家庭内 |
| 2. 仕事を探すとき | 5. 病院などの医療機関 | 8. その他() |
| 3. 外出先 | 6. 住んでいる地域 | |

どのような場所で差別を感じたかに関しては「外出先」が 30.2%、次いで「学校・仕事場」が 24.5%となっています。

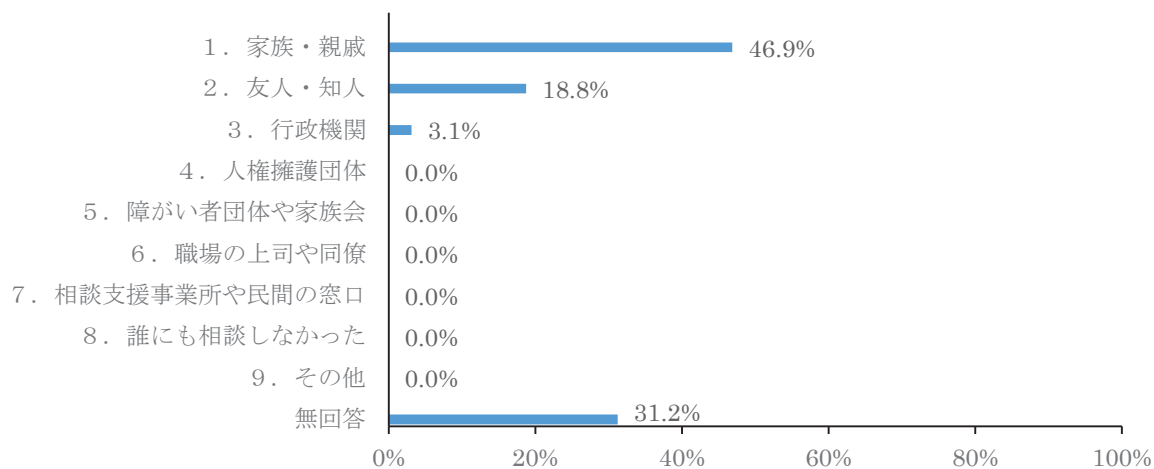


	1. 学校・仕事場	2. 仕事を探すとき	3. 外出先	4. 余暇	5. 医療機関	6. 住んでいる地域	7. 家庭内	8. その他	無回答	合計
人数	13	8	16	7	8	0	0	0	1	53
構成比	24.5%	15.1%	30.2%	13.2%	15.1%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	

問 29(イ) そのことを誰かに相談しましたか(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|---------------|--------------------|
| 1. 家族、親せき | 6. 職場の上司や同僚 |
| 2. 友人・知人 | 7. 相談支援事業所などの民間の窓口 |
| 3. 行政機関 | 8. 誰にも相談しなかった |
| 4. 人権擁護団体 | 9. その他() |
| 5. 障がい者団体や家族会 | |

差別を受けたことを誰かに相談したかどうかに関しては「家族、親せき」が 46.9%、次いで「友人・知人」が 18.8%となっています。

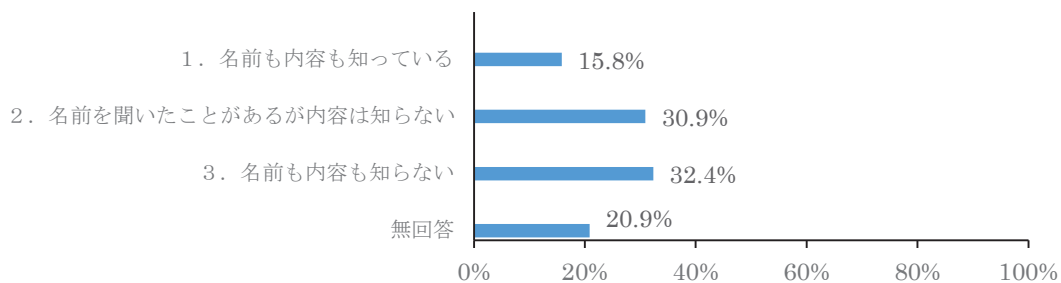


	1. 家族・親戚	2. 友人・知人	3. 行政機関	4. 人権擁護団体	5. 障がい者団体や家族会	6. 職場の上司や同僚	7. 相談支援事業所や民間の窓口	8. 誰にも相談しなかった	9. その他	無回答	合計
人数	15	6	1	0	0	0	0	0	0	10	32
構成比	46.9%	18.8%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	31.2%	

問 30 成年後見人制度についてご存知ですか。（○は1つだけ）

1. 名前も内容も知っている 3. 名前も内容も知らない
2. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない

成年後見人制度に関しては「名前も内容も知らない」が32.4%、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が30.9%、「名前も内容も知っている」が15.8%となっています。



	1. 名前も内容も知っている	2. 名前を聞いたことがあるが内容は知らない	3. 名前も内容も知らない	無回答	合計
人数	22	43	45	29	139
構成比	15.8%	30.9%	32.4%	20.9%	

問 30 で 1.名前も内容も知っていると答えた方のみ回答ください。

1. 利用したい
2. 必要があれば、利用したい
3. 利用したいと思わない

回答内容	割合
1. 利用したい	13.6%
2. 必要があれば利用したい	40.9%
3. 利用したいと思わない	40.9%
無回答	4.6%

	1. 利用したい	2. 必要があれば利用したい	3. 利用したいと思わない	無回答	合計
人数	3	9	9	1	22
構成比	13.6%	40.9%	40.9%	4.6%	

1. 名前も内容も知っている 3. 名前も内容も知らない
2. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない

Category	Percentage
1. 名前も内容も知っている	15.1%
2. 名前を聞いたことがあるが内容は知らない	32.4%
3. 名前も内容も知らない	33.1%
無回答	19.4%

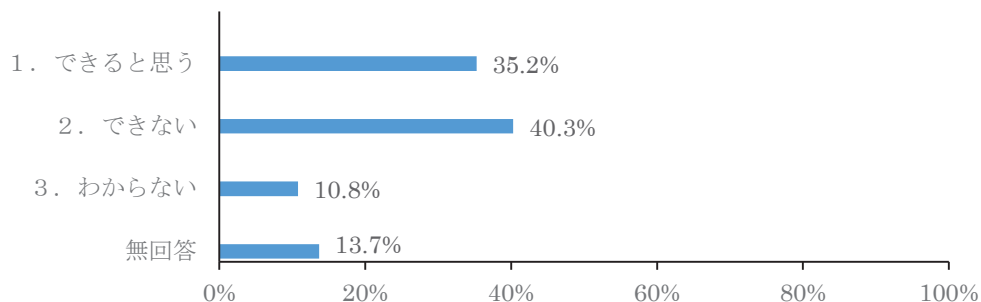
	1. 名前も内容も知っている	2. 名前を聞いたことがあるが内容は知らない	3. 名前も内容も知らない	無回答	合計
人数	21	45	46	27	139
構成比	15.1%	32.4%	33.1%	19.4%	

災害時の避難等についてお聞きします。

問 33 あなたは、火事や地震等の災害時に 1 人で避難できますか。(○は 1 つだけ)

1. できると思う 2. できない 3. わからない

災害時に 1 人で避難できるかどうかに関しては「できない」が 40.3%、次いで「できる」が 35.3%、「わからない」が 10.8%となっています。

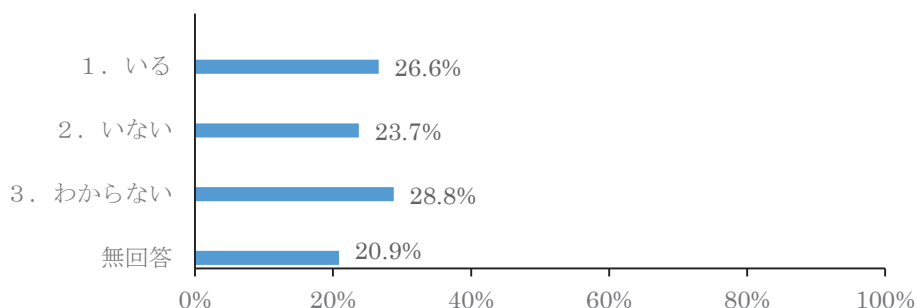


	1. できると思う	2. できない	3. わからない	無回答	合計
人数	49	56	15	19	139
構成比	35.2%	40.3%	10.8%	13.7%	

問 34 家族が不在の場合や 1 人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。(○は 1 つだけ)

1. いる 2. いない 3. わからない

近所に助けてくれる人がいるかに関しては「わからない」が 28.8%、次いで「いる」が 26.6%、「いない」が 23.7%となっています。



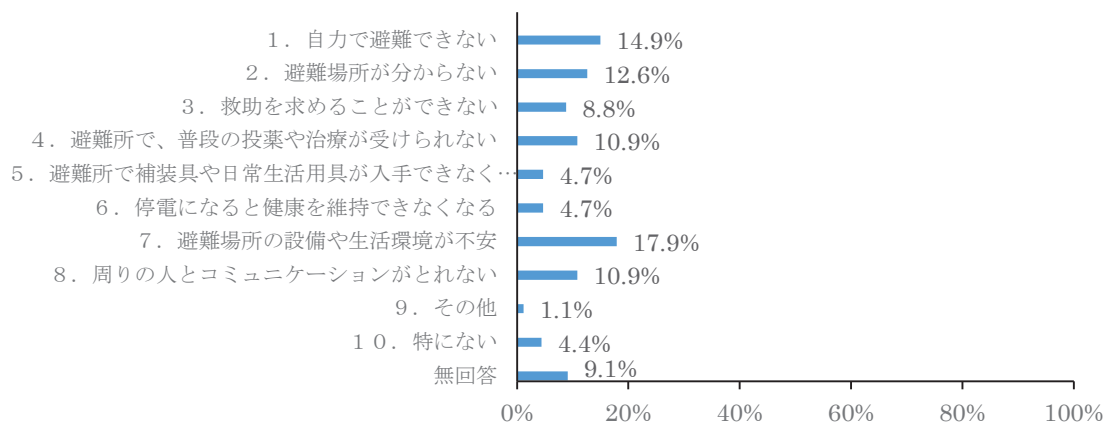
	1. いる	2. いない	3. わからない	無回答	合計
人数	37	33	40	29	139
構成比	26.6%	23.7%	28.8%	20.9%	

問 35 火事や地震等の災害が起きたときに困ることは何ですか。

(あてはまるものすべてに○)

1. 自力で避難できない
2. 避難場所がわからない
3. 救助を求めることができない
4. 避難所で、ふだんの投薬や治療を受けられない
5. 避難所で補装具や日常生活用具が入手できなくなる
6. 停電になると健康を維持できなくなる
7. 避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安
8. 周りの人とのコミュニケーションがとれない
9. その他()
10. 特にない

災害時に困ることに関しては「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が17.9%、次いで「自力で避難できない」が14.9%、「避難場所がわからない」が12.6%となっています。



	1. 自力で避難できない	2. 避難場所がわからない	3. 救助を求めることができない	4. 避難所で、普段の投薬や治療を受けられない	5. 避難所で補装具や日常生活用具が入手できなくなる	6. 停電になると健康を維持できなくなる
人数	51	43	30	37	16	16
構成比	14.9%	12.6%	8.8%	10.9%	4.7%	4.7%

7. 避難場所の設備や生活環境が不安	8. 周りの人とコミュニケーションがとれない	9. その他	10. 特にない	無回答	合計
61	37	4	15	31	341
17.9%	10.9%	1.1%	4.4%	9.1%	

プラン実現のための数値目標

1 障がい者サービスの整備・利用目標（在宅、施設）（表 2）

※ 「―」は当時、実績・目標項目になかったもの

項 目		平成20年度末	平成25年度末	平成29年度末 (H30年度目標値)	平成35年度 目標値	備 考
区分	サービス種目					
訪問系	居宅介護	15名	16名	15名（25名）	20名	
	重度訪問介護	―	0名	0名（1名）	1名	
	同行支援	―	0名	0名（1名）	1名	
	行動援護	―	0名	0名（1名）	1名	
	重度障害者等包括支援	―	0名	0名（1名）	1名	
日中活動系	生活介護	6名	55名	60名（59名）	70名	
	自立訓練（機能訓練）	―	0名	2名（1名）	2名	
	自立訓練（生活訓練）	―	0名	0名（1名）	1名	
	就労移行支援	―	0名	1名（3名）	延べ3名	
	就労継続支援A	0名	2名	7名（3名）	年間5名	
	就労継続支援B	30名	44名	71名（51名）	年間80名	
	療養介護	―	4名	3名（5名）	年間5名	
	短期入所	2名	1名	11名（12名）	年間15名	
居住系	共同生活援助	4名	12名	24名（30名）	30名	広域対応（高畠町、南陽市、川西町、他）
	施設入所支援	48名	42名	38名（37名）	35名	広域対応（米沢市、山形市、他）
相談支援	計画相談支援	―	0名	76名（13名）	年間80名	
	地域移行支援	―	0名	0名（1名）	1名	
	地域定着支援	―	0名	0名（1名）	1名	
障がい児支援	児童発達支援	―	0名	4名（1名）	年間5名	広域対応（上山市他）
	放課後等デイサービス	2名	12名	19名（17名）	年間25名	広域対応（米沢市、他）
	保育所等訪問支援	―	0名	0名（1名）	1名	
	医療型児童発達支援	―	0名	1名（1名）	1名	
	障がい児相談支援	―	0名	25名（2名）	年間35名	

2 障がい者サービスの整備・利用目標（その他）

（表 3）

項 目	平成20年度末	平成25年度末	平成29年度末 (H30年度目標値)	平成35年度 目標値	備 考
● その他の障がい者福祉サービス					
職親委託事業（知的）	2名	0名	0名（2名）	1名	
食の自立支援事業	2名	1名	0名（2名）	2名	高齢者施策と併せて実施
高島町あんしん見守りネットワーク事業	1名	0名	0名（1名）	1名	
除雪支援金交付事業	2名	6名	0名（7名）	7名	
● 総合的な相談機能の充実					
障がい者就業・相談支援センター	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所（1ヶ所）	1ヶ所	広域対応(長井市)
知的障がい者生活支援センター	1ヶ所	1ヶ所	なし（1ヶ所）	1ヶ所	広域対応(米沢市)
精神障がい者生活支援センター	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所（1ヶ所）	1ヶ所	広域対応(南陽市)
障がい者(児)支援相談支援事業	1回/月	随時	随時（随時）	随時	高島、米沢、南陽の3事業所に委託 利用者負担なしで常時利用可能
障がい者ケア会議の開催	1回/月	1回/月	1回/月 (1回/月)	1回/月	定期開催（その他必要に応じ随時開催）
福祉ガイドの作成	実施	実施	実施（実施）	実施	3障がい毎の福祉サービス制度のガイドも作成
● 広報啓発活動	実施	実施	実施（実施）	実施	継続的に実施
● 福祉ボランティアの定着	32団体996名	48団体1,576名	54団体1,751名 (50団体1,700名)	54団体1,800名	ボランティア登録者数(福祉活動主目的の団体)社会福祉協議会調べ
● 移動・交通手段の充実					
介護用車両改造費等助成事業	延べ9名	延べ12名	2名 (延べ15名)	延べ19名	
障がい者タクシー券利用事業所	13事業所	14事業所	11事業所 (15事業所)	16事業所	
移動支援事業	個別17人 グループ16人	個別26人 グループ25人	個別14人 (個別30人) グループ13人 (グループ30人)	個別20人 グループ20人	支給決定者
町営バスのリフトバス導入	未実施	未実施	なし（実施）	—	町営バス廃止のため
● 防災計画の策定	策定	策定	策定（策定）	策定	総合防災計画に障がい者対応を盛り込む
● 住宅のバリアフリー化の推進					
公共住宅の整備	22戸	22戸	22戸（22戸）	22戸	
住宅相談窓口の設置	実施	実施	実施（実施）	実施	町建設課において開設
住宅改造の助成制度	延べ15件	延べ17件	延べ20件 (延べ20件)	延べ100件	障がい者住宅改修費給付事業(20万円以内)
● 既存公共施設の整備					
障がい者対応トイレ（※）	11ヶ所	13ヶ所	15ヶ所 (14ヶ所)	20ヶ所	
障がい者駐車場の設置	実施	実施	実施（実施）	実施	公共施設の新設や改修時、大型店舗など
バリアフリー化	順次実施	順次実施	順次実施	順次実施	点検し、年次計画を立て改修。

※障がい者対応トイレ～

役場前広場、道の駅、多目的広場（旧高島病院跡地）、老人福祉センター、公立高島病院、げんき館、生涯学習館、文化ホール、中央公園、歴史公園公衆用トイレ、ゆーっと、太陽館前屋外トイレ、総合交流プラザ、高島中学校、屋代小学校

第3期高畠町障がい者プラン策定経過

年 月 日	経 過 等
平成 30 年 6 月 7 日	第 1 回事務局会
9月27日	第 2 回事務局会
10月12日	障がい者プラン策定委員委嘱式
10月12日	第 1 回策定委員会 スケジュール、アンケートについて
平成 31 年 1 月 15 日	第 3 回事務局会
1月22日	アンケート発送
2月1日	第 2 回策定委員会 プラン体系図、重点プロジェクトについて
2月8日	アンケート回収、分析
2月24日	第 4 回事務局会
2月25日	第 3 回策定委員会 プラン骨子、概要について
3月4日～3月11日	パブリックコメントの実施
3月8日	第 4 回策定委員会 最終案について
3月12日	第 5 回事務局会
3月14日	町議会産業厚生常任委員会に報告

○高島町障がい者プラン策定委員会設置規則

平成26年 7 月 1 日規則第29号

改正

平成29年 4 月 1 日規則第14号

高島町障がい者プラン策定委員会設置規則

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条の3及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく高島町障がい者プラン（以下「障がい者プラン」という。）を策定するため、高島町障がい者プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障がい者プランの策定及び見直しに関すること。
- (2) その他障がい者プラン策定に必要な事項に関すること。

2 委員会は、障がい者プランを策定又は見直しをするときは、高島町地域福祉計画と整合性を図るとともに、高島町基本構想及び法令等で規定するその他の保健医療又は福祉に関する計画と調和を保つよう努めなければならない。

(委員)

第3条 委員会の委員は、10名以内とし、次の各号に定める者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健、医療、福祉に関する機関又は団体に所属する者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 公益を代表する者
- (4) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、前条の委嘱の日から障がい者プランの策定又は見直しに関する事項の調査及び審議が終了する日までとする。

(組織等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員長及び委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉こども課において処理する。

一部改正〔平成29年規則14号〕

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年4月1日規則第14号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

第3期高島町障がい者プラン 策定委員

No.	氏 名	役 職	選 出 区 分
1	太 田 孝	社会福祉法人ゆい三友 事務局長理事 「太陽の家」施設長 サポートセンターゆい 管理者	公益を代表する者
2	嶋 倉 秀 代	高島町身体障がい者福祉協会会長 身体障がい者相談員	保健、医療、福祉に関する 機関又は団体に所属する者
3	渡 部 喜 久 也	高島町手をつなぐ育成会会長	保健、医療、福祉に関する 機関又は団体に所属する者
4	細 谷 節 子	ライフサポート「とまり木」 施設長	公益を代表する者
5	伊 藤 寿 彦	NPO法人「ゆにぷろ」代表理事	公益を代表する者
6	黒 田 聡	自立支援センター「竹とんぼ」 ライフアップ「竹とんぼ」 管理者	公益を代表する者
7	金 子 光 子	高島町民生委員児童委員	保健、医療、福祉に関する 機関又は団体に所属する者
8	小 野 重 明	社会福祉法人 高島町社会福祉協議会 事務局次長	保健、医療、福祉に関する 機関又は団体に所属する者
9	竹 田 和 美	公立高島病院 看護部長	保健、医療、福祉に関する 機関又は団体に所属する者
10	早 坂 美 樹	高島町教育委員会 教育総務課指導係長	知識経験を有する者

事務局

No.	氏 名	役 職	
1	村 上 弘	福祉こども課 課長	
2	竹 田 恭 一	福祉こども課 課長補佐兼障がい者福祉 係長	
3	加 藤 祐 美	福祉こども課 主任	
4	太 田 幸 貴	福祉こども課 主事	
5	宇 佐 美 光 希	福祉こども課 主事	



第3期高畠町障がい者プラン

平成31年3月

発行／高畠町福祉こども課

山形県東置賜郡高畠町大字高畠436

TEL 0238-52-4473

FAX 0238-52-1543